

文部科学省「社会人の学び直し」委託事業

～ 市民後見人養成に関する教育基盤の全国整備と福祉型信託を活用した活動支援事業の試み ～

東京大学 筑波大学

# 市民後見人養成講座

---

## 実施報告書

平成23年3月31日

東京大学 医学系研究科

---

# 目的と背景

## ● 文部科学省高等教育局専門教育課「社会人の学び直し」委託事業

### 【事業名称】

市民後見人養成に関する教育基盤の全国整備と福祉型信託を活用した活動支援事業の試み

### 【目的と背景】

金融・住宅・医療など後見業務関連業界を退職した元気シニア、介護や子育ての経験を持つ主婦を主な対象に、市民後見人養成講座を実施します。その流れを全国の大学等に訴求していきます。さらに、講座修了者の後見活動を支援する事業を試験的に行います。

これにより、

- ①地域における大学等の具体的役割が継続的に創出される、
- ②元気シニアや主婦の能力を社会化できる
- ③老いに関する意識が社会に啓発され福祉等に関する自助共助の仕組みの素地ができる
- ④市民後見人の『眼』を通じ高齢者や障がい者に対するサービスの質が向上するという効果が期待されます。

契約社会における長寿化にともない、後見人等に対する需要が急増しています。司法書士、社会福祉士、弁護士等が専門職後見人として活躍していますが、その数は需要に対し追いついていません。

欧米諸国では、専門職後見人に加え多くの市民が後見活動を展開しています。高齢化が進む日本においては、なお多くの市民が老いや福祉を自らの問題として捉え、その解決に参加しなければなりません。



市民後見人プロジェクト発足記者会見  
平成21年2月3日 於東京大学

# 文部科学省「社会人学び直し」委託事業の概要

## 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム

平成21年度概算要求18億円  
(平成20年度予算額20億円)

### 趣旨・目的

- 教育基本法(H18.12)、学校教育法(H19.6)の改正により、大学等の社会貢献が法律上明確化され、正規の学生に対する教育と並んで社会人等の多様な学習ニーズに応えることも大学等の責務となっている。
- 「再チャレンジ支援総合プラン」において、人生の各段階における学び方について選択肢を多様化するため社会人の学び直しの機会の拡大が求められている。



## 大学等の教育研究資源を活用した、多様な社会人の学習ニーズに応える教育プログラムの開発

### ● 対象

大学・短期大学・高等専門学校

### ● 選定件数

平成19年度：申請315件選定126件

平成20年度：申請150件選定34件

※平成21年度においては選定された教育プログラムの開発を引き続き支援

### ● 支援期間

3年以内

### ● 教育プログラム内容等

- ・単なる公開講座ではなく、体系的に構築されたもの
- ・比較的短期間(1年以内)で修了できること
- ・地方公共団体や産業界等との連携により社会のニーズを踏まえること
- ・教育プログラムで身に付けた能力を示す証明書を出すこと

## 【参考】実践型教育プログラムについて(概要)

### プログラム対象者

職業能力形成機会に恵まれなかった人  
(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等)

新たなチャレンジを目指す社会人  
(キャリア・アップを考える社会人、新卒者)

キャリア・コンサルティングによる紹介  
(職業紹介所・学内等の登録キャリア・コンサルタントが実施)

### 実践型教育プログラム

#### 特 徴

- ① 大学・専門学校等における教育研究等のノウハウを活用して編成される、受講者の職業能力形成に資するもの
- ② 座学部分の教育内容も実践的なもの
- ③ 座学における講習に加え、一定時間以上インターンシップや実地訓練などを体系的にカリキュラム内に取り込んでいるもの
- ④ 比較的短期間で修了できるもの

#### プログラム例

(大学等) コミュニケーション能力開発プログラム、訪問看護師へ再就職希望の看護職者対象学び直しプログラム  
(専門学校) 実践型経理人材高度育成教育、ITソフトウェア技術者育成プログラム等

※大学・専門学校等で合計234件のプログラムを実施

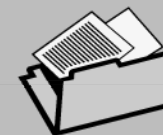
※平成20年度は、「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」の事業内で実施

- ⑤ 修了後、原則として学校教育法に規定する「履修証明書」を交付

学校教育法改正により、  
「履修証明」の制度化  
(平成19年12月26日施行)

#### 履修証明書

職業能力証明書  
として活用



ジョブカード

「学び直し」の機会の充実・職業能力の向上

# 市民後見人養成講座プロジェクト運営委員会（推進メンバー）

| 教育・研究                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 実務関係者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>甲斐一郎(東大・公共健康医学)(委員長)<br/>           新井誠(筑波大・民事/信託)(副委員長)<br/>           秋下雅弘(東大・加齢医学)<br/>           山口潔(東大・地域連携医学)<br/>           森田朗(東大・政策ビジョンセンター)<br/>           武川正吾(東大・社会学)<br/>           長瀬修(東大・障害学/経済学)<br/>           松田修(東京学芸大学・臨床心理)<br/>           堀江まゆみ(白梅学園・発達心理)<br/>           石渡和実(東洋英和女学院大学・人間福祉)<br/>           大西丈二(名古屋大学・老年医学)</p> | <p>(財)民事法務協会会長:小池信行<br/>           品川区成年後見センター室長:齋藤修一<br/>           (社)家庭問題情報センター:<br/>           永田秋夫・藤本和男・浦田久・青柳周一<br/>           (社)リーガルサポート:<br/>           芳賀裕・大貫正男・西川浩之・高橋弘<br/>           弁護士:富永忠祐・野崎薫子<br/>           税理士:伊藤佳江<br/>           社会福祉士:池田恵利子<br/>           株式会社朝日信託:皆見一夫<br/>           シニアルネサンス財団事務局長:河合和<br/>           さわやか福祉財団理事:和久井良一</p> |
| <p>プロジェクト事務局(東大・医学部)<br/>           特任助教 宮内康二<br/>           特任研究員 峯村由紀子、谷仁、金岡保之、有島知子<br/>           事務 森田のえ、宮崎進一、佐藤雅之、林田昭子<br/>           藤牧須美枝、水野香苗、山口隆、矢頭佐紀子、<br/>           五味洋行</p>                                                                                                                                                                    | <p>神奈川県介護支援専門員協会理事:高砂裕子<br/>           地域保健研究会会長:田中甲子<br/>           在宅重症心身障害児(者)訪問事業:東海林朝子<br/>           住友信託銀行審議役:小林徹、日本経済新聞社:浅川澄一<br/>           りそな銀行信託ソリューション室長:大沼隆彦<br/>           認知症の人と家族の会、障害者の親の会、ほか</p>                                                                                                                                                   |



## 運営委員会開催実績

- 第1回：事業の進め方、役割分担  
平成20年10月25日 筑波大学法科大学院（秋葉原）

---

- 第2回：プログラムの検討  
平成20年12月20日 ニッセイ基礎研究所会議室（市ヶ谷）

---

- 第3回：教材の検討、来年度の計画検討  
平成21年 2月21日 東京大学医学部教育研究棟2階セミナー室

---

- 第4回：体験活動の内容と方法  
平成21年 4月18日 東京大学医学部図書館3階310

---

- 第5回：後見実務に関する協議  
平成21年 6月10日 東京大学医学部教育研究棟2階セミナー室

---

- 第6回：二期実務講座、修了後の活動支援  
平成21年10月 5日 東京大学医学部図書館3階333

---

- 第7回：修了後の活動支援、教材開発、来年度計画策定  
平成22年 3月29日 東京大学医学部図書館3階333

---

- 第8回：受講生・修了生進捗、東京以外での講座について  
平成22年10月25日 東京大学医学部図書館3階333

---

- 第9回：報告書の検討、今後の活動について  
平成23年 3月14日 東京大学医学部図書館3階310

# 市民後見人養成講座プログラムの概要（128時間/1年）

## 基礎講座 17時間

- ・目的：成年後見の全体とポイントを抑える
- ・内容：認知症や高齢者の理解、知的・精神障害の理解、成年後見制度の概要、成年後見実務の流れ、介護や福祉サービスの概要、家庭裁判所の役割、受講者同士の意見交換、総合質疑
- ・レポート：自分の判断能力が下がったことを仮定し、誰に何を頼むか具体的に記述しなさい

## 地域活動 30時間

ゼミ  
3時間

- ・目的：成年後見に関連して高齢者や障害者への対応の実情を把握する
- ・方法：自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、消費生活センター、警察、保健所、金融機関、不動産会社、薬局、介護事業所、ほかを訪問ヒアリング
- ・レポート：私のまちの成年後見の実態と解決策

## 実務講座 15時間

- ・目的：本人理解や制度利用の具体的方法を学ぶ
- ・内容：高齢者や障害者とのコミュニケーションの取り方、成年後見制度関連書類の書き方
- ・レポート：体験活動へ向けた抱負と留意点

## 体験活動 60時間

ゼミ  
3時間

- ・目的：成年後見に関する実務を体験する
- ・方法：高齢者や障害者施設でのインターンシップ、自分や親族のための成年後見の申請ほか
- ・レポート：体験活動を通じて見えてきたもの

修了式（履修証明書発行）

## 講座科目と講師陣（例：2期生）

| 開設科目等           |    |     |                      |
|-----------------|----|-----|----------------------|
| 講習又は授業科目名       | 形態 | 時間数 | 担当講師（所属）             |
| 「オリエンテーション」     | 座学 | 1   | 甲斐一郎（東大・医学系研究科）      |
| 「成年後見制度概論」      | 座学 | 2   | 新井 誠（筑波大・法科大学院）      |
| 「認知症の理解」        | 座学 | 2   | 葛谷雅文（名古屋大・老年医学）      |
| 「知的障害の理解」       | 座学 | 2   | 長瀬 修（東大・障害学/経済学）     |
| 「介護保険と介護サービス」   | 座学 | 2   | 高砂裕子（神奈川介護支援専門員協会）   |
| 「成年後見と社会福祉」     | 座学 | 2   | 武川正吾（東大・社会学）         |
| 「後見実務の実際」       | 座学 | 2   | 齋藤修一（品川成年後見センター）     |
| 「家庭裁判所の役割」      | 座学 | 2   | 野崎薫子（弁護士）            |
| 「総合質疑応答」        | 座学 | 2   | 小池信行（民事法務協会）         |
| 「基礎講座レポート」      |    |     | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「ゼミ」            | 座学 | 3   | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「成年後見に関する実態調査」  | 実地 | 30  | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「実態調査レポート」      |    |     | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「実態調査報告会」       | 座学 | 2   | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「認知症高齢者を理解する」   | 座学 | 2   | 松田 修（東京学芸大学・臨床心理）    |
| 「精神障害者を理解する」    | 座学 | 2   | 加藤真規子（NPO法人こらーるたいとう） |
| 「発達障害者を理解する」    | 座学 | 3   | 明石洋子（社会福祉法人あおぞら共生会）  |
| 「成年後見申し立ての実務」   | 座学 | 3   | 高橋 弘（司法書士）           |
| 「成年後見と福祉型信託」    | 座学 | 1.5 | 富永忠裕（弁護士）            |
| 「体験活動オリエンテーション」 | 座学 | 1.5 | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「成年後見関連体験活動」    | 実地 | 60  | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「ゼミ」            | 座学 | 3   | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「体験活動レポート」      |    |     | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |
| 「修了式」           |    |     | 宮内康二（東大・医学系研究科）      |



# 市民後見人養成講座 運営スケジュール

|        | 月  | 1期生  | 2期生  | 3期生  | 福井     | 山形      |
|--------|----|------|------|------|--------|---------|
| 平成20年度 | 9  |      |      |      |        |         |
|        | 10 |      |      |      |        |         |
|        | 11 |      |      |      |        |         |
|        | 12 |      |      |      |        |         |
|        | 1  | 公募   |      |      |        |         |
|        | 2  |      |      |      |        |         |
|        | 3  | 基礎講座 |      |      |        |         |
| 平成21年度 | 4  | 地域活動 |      |      |        |         |
|        | 5  |      |      |      |        |         |
|        | 6  |      |      |      |        |         |
|        | 7  | 実務講座 | 基礎講座 |      |        |         |
|        | 8  |      | 地域活動 |      |        |         |
|        | 9  |      |      |      |        |         |
|        | 10 |      |      |      |        |         |
|        | 11 | 体験活動 | 実務講座 |      |        |         |
|        | 12 |      |      |      |        |         |
|        | 1  |      |      |      |        |         |
|        | 2  |      |      |      |        |         |
|        | 3  |      |      |      |        |         |
| 平成22年度 | 4  | 審査   |      | 基礎講座 | 公募     |         |
|        | 5  | 修了式  |      | 地域活動 | 基礎講座   |         |
|        | 6  |      |      |      |        |         |
|        | 7  |      |      | 実務講座 | 地域活動   |         |
|        | 8  |      | 審査   |      |        | 公募      |
|        | 9  |      | 修了式  |      | 実務講座   |         |
|        | 10 |      |      | 体験活動 |        |         |
|        | 11 |      |      |      | 体験活動   | 座学・地域活動 |
|        | 12 |      |      |      |        |         |
|        | 1  |      |      |      |        |         |
|        | 2  |      |      | 審査   |        |         |
|        | 3  |      |      | 修了式  | 審査・修了式 | 体験活動    |

# 養成講座テキスト



# 講座内容 1 期生 基礎講座・実務講座

## 基礎講座

- 開催日:平成21年3月20日～22日(3日間)
- 開催場所:東京大学 赤門総合研究棟
- 受講者数:284名

### 平成21年3月20日 9:30-16:30

- |                 |         |    |    |
|-----------------|---------|----|----|
| ・オリエンテーション      | 東京大学    | 甲斐 | 一郎 |
| ・新・成年後見概論       | 筑波大学    | 新井 | 誠  |
| ・被後見人・被保佐人との語らい | PandA-J | 野沢 | 和弘 |
| ・残存能力の活用        | 東京学芸大学  | 松田 | 修  |
| ・意外と身近な成年後見     | 税理士     | 伊藤 | 佳江 |
| ・就任から終了まで       | 民事法務協会  | 小池 | 信行 |

### 平成21年3月21日 9:00-16:00

- |                   |        |    |     |
|-------------------|--------|----|-----|
| ・財産管理             | 弁護士    | 富永 | 忠祐  |
| ・市民後見への期待と事例      | 社会福祉士  | 池田 | 恵利子 |
| ・医療同意             | 東京大学   | 山口 | 潔   |
| ・となりの人と“笑顔”で意見交換  | 受講者の皆様 |    |     |
| ・後見活動十箇条          | 司法書士   | 大貫 | 正男  |
| ・地域福祉の主流化と社会福祉の現在 | 東京大学   | 武川 | 正吾  |

### 平成21年3月22日 9:00-16:00

- |                    |            |    |    |
|--------------------|------------|----|----|
| ・成年後見と行政・社協の役割     | 品川成年後見センター | 齋藤 | 修一 |
| ・家族の変容と成年後見        | 家庭問題センター   | 浦田 | 久  |
| ・成年後見と個人信託との連携     | 住友信託銀行     | 小林 | 徹  |
| ・目指せ、後見制度200万人の利用! | 弁護士・後見人    | 泉  | 房穂 |
| ・総合質疑応答            |            |    |    |
| ・受講者レポート           |            |    |    |

## 実務講座

- 開催日:平成21年7月18日～20日(3日間)
- 場所:東京大学 医学部2号館大講堂(18日)  
東京大学 工学部2号館213大講堂(19日、20日)
- 受講者数:212名

### 平成21年7月18日 12:00-17:30

- |                         |                 |    |    |
|-------------------------|-----------------|----|----|
| ・民生委員、町内会、NPOと成年後見・市民後見 | NPOカフェ・ところざわ    | 神武 | 恭子 |
| ・社会福祉協議会と成年後見・市民後見      | 川崎市社会福祉協議会      | 雨宮 | 徹  |
| ・金融機関と成年後見・市民後見         | りそな銀行信託ソリューション室 | 大沼 | 隆彦 |
| ・障害者関連機関と成年後見・市民後見      | 東洋英和女学院大学       | 石渡 | 和実 |
| ・地域包括支援センターと成年後見・市民後見   | 柏市地域包括支援センター    | 秋谷 | 正  |
| ・自治体と成年後見・市民後見          | 練馬区健康福祉事業本部     | 紙崎 | 修  |

### 平成21年7月19日 10:15-16:30

- |            |               |    |    |
|------------|---------------|----|----|
| ・財産管理      | 弁護士           | 富永 | 忠祐 |
| ・身上監護      | 認知症の人と家族の会    | 高見 | 国生 |
| ・介護サービスの利用 | 神奈川介護支援専門員協会  | 高砂 | 裕子 |
| ・本人理解      | 東京学芸大学(臨床心理士) | 松田 | 修  |
| ・知的障害者について | PandA-J       | 野沢 | 和弘 |

### 平成21年7月20日 10:15-17:00

- |                |            |    |    |
|----------------|------------|----|----|
| ・申し立て実務        | 品川成年後見センター | 齋藤 | 修一 |
| ・私の思う、市民後見     | 日本経済新聞     | 浅川 | 澄一 |
| ・体験活動オリエンテーション | 東京大学       | 宮内 | 康二 |

# 講座内容 2 期生 基礎講座・実務講座

## 基礎講座

- 開催日:平成21年7月19日～20日(2日間)
- 開催場所:東京大学 安田講堂
- 受講者数:569名

平成21年7月19日 9:30-17:45

- ・オリエンテーション 東京大学 甲斐 一郎・宮内 康二
- ・市民参加の成年後見 筑波大学 新井 誠
- ・認知症高齢者と成年後見・市民後見 名古屋大学 葛谷 雅文
- ・認知症の人と家族の会 関本紀美子
- ・知的障害者と成年後見・市民後見 神奈川県介護支援専門員協会 高砂 裕子
- ・東京大学 長瀬 修
- ・全日本手をつなぐ育成会 細川 瑞子
- ・町田おかしの家 木目田勝幸
- ・愛名やまゆり園 塩月 瞳

平成21年7月19日 10:15-16:30

- ・後見実務 成年後見センターリーガルサポート 芳賀 裕
- ・市民後見への期待と事例 弁護士(元裁判官) 野崎 薫子
- ・品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・品川市民後見人の会 和久井良一
- ・受講者同士の語らい 受講者の皆様
- ・総括 弁護士・社会福祉士 泉 房穂
- ・民事法務協会 小池 信行
- ・品川成年後見センター 齋藤 修一

## 実務講座

- 開催日:平成21年11月21日～23日(3日間)
- 開催場所:東京大学 医学部2号館大講堂(A会場)  
東京大学 工学部2号館213大講堂(B会場)
- 受講者数:426名

平成21年11月21日 A会場:9:30-16:30 B会場:10:00-17:00

- ・認知症高齢者を理解する 東京学芸大学 松田 修
- ・申立実務(任意後見・法定後見) 司法書士 高橋 弘

平成21年11月22日 A会場:9:30-16:30 B会場:10:00-17:00

- ・精神障がい者を理解する 弁護士 八尋 光秀
- ・NPO法人こらーるたいとう 加藤真規子
- ・佐藤 光子
- ・福祉型信託 弁護士 富永 忠祐
- ・地域活動の総括 受講生の皆様
- ・東京大学 宮内 康二

平成21年11月23日 A会場:9:30-16:30 B会場:10:00-17:00

- ・発達障がい者を理解する 東戸塚こども発達クリニック 小澤 武司
- ・明石 徹之
- ・社会福祉法人あおぞら共生会 明石 洋子
- ・総合質疑 民事法務協会 小池 信行
- ・品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・体験活動のオリエンテーション 東京大学 宮内 康二

# 講座内容 3期生 基礎講座・実務講座

## 基礎講座

- 開催日:平成22年3月20日～22日(3日間)
- 開催場所:東京大学 工学部2号館
- 受講者数:239名

### 平成22年3月20日 10:00-17:00

- ・オリエンテーション 市民後見人養成プロジェクト運営委員会
- ・成年後見概論 筑波大学 新井 誠
- ・法定後見 品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・任意後見 民事法務協会 小池 信行

### 平成22年3月21日 10:00-16:40

- ・知的障害と成年後見 PandA-J 野沢 和弘
- ・介護相談員と成年後見 福祉自治体ユニット 菅原 弘子
- ・精神医学と成年後見 東洋大学 白石 弘己

### 平成22年3月22日 10:00-16:30

- ・行政学と市民後見 東京大学 森田 朗
- ・自己紹介 受講生の皆様
- ・市民後見プロジェクトについて 東京大学 宮内 康二
- ・質疑と応援 弁護士 泉 房穂

## 実務講座

- 開催日:平成22年7月17日～19日(3日間)
- 開催場所:東京大学 医学部2号館大講堂(A会場)  
東京大学 工学部2号館213大講堂(B会場)
- 受講者数:240名

### 平成22年7月17日 13:00-17:00

- ・オリエンテーション 東京大学 甲斐 一郎
- ・相談・申立実務 東京大学 宮内 康二
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 下池 明子
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 高橋 愛
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 下池 明子
- ・品川成年後見センター 品川成年後見センター 高橋 愛

### 平成22年7月18日 10:30-17:00

- ・あんしんの3点セット 品川成年後見センター 齋藤 修一
- ・あんしんの3点セット 品川成年後見センター 下池 明子
- ・あんしんの3点セット 品川成年後見センター 高橋 愛
- ・公証人の視点 公証人 丸山 昌一
- ・事例(不祥事) 民事法務協会 小池 信行

### 平成22年7月19日 10:00-15:45

- ・障がい者(後見)について NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター 明石 洋子
- ・高齢者(後見)について メデカジャパン 谷村登美江
- ・後見を通じた身の回りの問題解決 メデカジャパン 林 良勇
- ・修了後の活動のイメージ 東京大学 宮内 康二
- ・修了後の活動のイメージ 東京大学 宮内 康二

# 講座内容 福井県生

## し みん こう けん にん よう せい こう ざ 市民後見人養成講座

市民後見人とは、親族後見人と専門職後見人の間に位置するものとして、成年後見制度全般についての正しい知識を持ち、社会貢献活動として、地域の中でアドバイスや後見活動を行う人です。



### 講座内容

- 成年後見制度の概要 ● 後見制度の対象者の病気や生活課題を理解する
- 地域で市民後見を目指す ● 地域への参加について 等

**講師** 成年後見専門職の先生方（大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士など）

**対象** 成年後見制度に関心のある方、地域における社会後見活動としての市民後見人に興味がある方などで、3日間の日程をすべて受講できる方

**費用** 1500円（テキスト代）※受講申込み後に指定の口座へお振込みいただきます。

**定員** 各会場100名（定員となり次第締め切らせていただきます）

### 日時と会場

**【嶺北会場】** 福井県立図書館多目的ホール（福井市下馬町51-11）  
平成22年6月12日（土）、19日（土）、26日（土）の3日間  
各午前10時～午後5時

**【嶺南会場】** 敦賀市総合福祉センター「あいあいプラザ」（敦賀市東洋町4-1）  
平成22年6月13日（日）、20日（日）、27日（日）の3日間  
各午前10時～午後5時  
※嶺北会場、嶺南会場とも講座内容は同じです。

お問い合わせ

福井県健康福祉部長寿福祉課在宅サービスグループ  
TEL:0776-20-0332（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

主催 福井県

共催 東京大学・筑波大学・文部科学省「社会人の学び直し」市民後見人養成プロジェクト

申込方法は裏面

**申込方法** お名前とご住所等をTEL、FAXまたはメールでご連絡ください。  
後日受講についてのご案内を送付いたします。

### 福井県健康福祉部長寿福祉課在宅サービスグループ

- ① TEL:0776-20-0332
- ② FAX:0776-20-0639
- ③ メール:choju@pref.fukui.lg.jp

申込み〆切り 平成22年5月25日（火）

※本講座は東京大学・筑波大学・文部科学省「社会人の学び直し」市民後見人養成プロジェクトが実施している「市民後見人養成プログラム」（参照：<http://www.shimin-kouken.jp/index.html>）の基礎講座に相当する講座です。本講座終了後、同プロジェクトが実施する市民後見人養成プログラムに進むことができますが、別途受講料（3万円）が必要になります。同プロジェクトが実施する市民後見人養成プログラム全課程修了者には東京大学から履修証明書が交付されます。なお、県が主催する本講座はそれ以外の資格取得を前提とするものではありません。

### 参加申込み書

|                       |                       |      |
|-----------------------|-----------------------|------|
| フリガナ                  |                       |      |
| お名前                   |                       |      |
| ご住所                   | (〒 - )                |      |
| 受講希望会場<br>(○をつけてください) | 嶺北会場(福井市) ・ 嶺南会場(敦賀市) |      |
| TEL&FAX               | TEL.                  | FAX. |
| メールアドレス               |                       |      |

※いただいた個人情報は、本講座の運営に使用し、第三者に開示することはありません。

# 講座内容 山形県生

## 「市民後見人養成講座」

# 講座 内容

### 成年後見に関する座学 (3時間×9回=27時間)

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 1回目 成年後見概論       | 平成22年10月30日(土) |
| 2回目 知的障害について     | 平成22年11月13日(土) |
| 3回目 高次脳機能障害について  | 平成22年11月27日(土) |
| 4回目 認知症について      | 平成22年12月12日(日) |
| 5回目 成年後見の実務      | 平成23年 1月15日(土) |
| 6回目 任意後見について     | 平成23年 2月 5日(土) |
| 7回目 高齢者を後見すること   | 平成23年 3月 5日(土) |
| 8回目 障害者を後見すること   | 平成23年 5月14日(土) |
| 9回目 地域における市民後見活動 | 平成23年 7月 9日(土) |

### 成年後見に関する体験活動 (のべ100時間程度)

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1回目 知的障害者の実態把握    | 平成22年11月14日～11月26日 |
| 2回目 高次脳機能障害者の実態把握 | 平成22年11月28日～12月10日 |
| 3回目 認知症高齢者の実態把握   | 平成22年12月13日～ 1月14日 |
| 4回目 成年後見に関する実態把握  | 平成23年 1月16日～ 2月 4日 |
| 5回目 高齢者後見インターンシップ | 平成23年 3月～5月        |
| 6回目 障害者後見インターンシップ | 平成23年 5月～7月        |
| 7回目 市民後見準備活動      | 平成23年 8月～9月        |

### 修了式

日時 平成23年10月29日(土) 山形大学

山形会場 山形大学医学部大教室 [時間(座学)/ 9:30～12:00]  
米沢会場 米沢信用金庫大会議室 [時間(座学)/ 14:30～17:00]

人数 山形会場 100名 米沢会場 100名

費用 31,500円

### オリエンテーションのご案内

10/9(土) 山形会場 霞城セントラル 23階会議室 [時間/11:00～12:00]  
米沢会場 米沢信用金庫本店 大会議室 [時間/14:00～15:00]

## 主 旨

山形県には、認知症や知的・精神・発達障害の人が3万人ほど暮らしています。

この方々は判断能力が不十分なので、「金融機関との取引が難しい」、「悪質商法にひっかかりやすい」、「医療や介護を選ぶことが難しい」、などの不都合を抱えています。

このような方々の生活を見守り、必要な代理行為を行うのが後見人の仕事です。後見人はドイツでは名誉職世話人といわれます。それほどに、貴重で素晴らしい役割なのです。

いま、日本中で後見人が求められています。市民後見人養成講座は、成年後見を詳しく知りたい人や、後見人になることを目指す山形県民を対象とする1年間、128時間にわたる教育プログラムです。

学んだことを地域にしっかり還元できるよう、講座修了生が地域で後見活動することの支援も予定しています。

3万人におよぶ認知症や知的・精神・発達障害の不都合を、皆さまのサポートで解消して下さい。住みやすい山形を創るのは県民の皆さまです。奮ってのご参加、宜しくお願いします。

申 込 ・ 問い合わせ TEL : 03-5953-7010 申し込み締め切り: 2010年 10月25日(月)  
(東京大学市民後見プロジェクト事務局)

メール: yamagata@shimin-kouken.jp

URL: http://www.shimin-kouken.jp/index.html

申込方法は、電話・メール・FAXとします。FAXの申込番号は 03-5841-0578 です。  
「氏名(ふみ)・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス」を添えてお申し込みください。

### 講座に関するQ&A

- ① 誰でも受けられますか?  
② 20歳以上なら誰でも受けられます。山形県以外の方も大歓迎です。
- ③ 体験活動は何をするのですか?  
④ ①判断能力が不十分な人に対する地域の取り組みを把握すること。行政、施設、銀行、その他を訪問しヒアリングをします。講義の中で詳しい解説があります。
- ⑤ 後見人になるとしたらどのようなことをするのかの疑似体験です。施設に出向いたり、親族や身近な方の問題を解決することを体験して後見ニーズを探ります。活動中は専門家のバックアップが無料で受けられます。

主 催/東京大学・筑波大学 文部科学省「社会人の学び直し」 市民後見プロジェクト  
後 援/山形大学、山形県、山形市、米沢市、株式会社米沢信用金庫、ソニー生命保険株式会社山形支社、株式会社エー・ダブ、山形信用金庫、米沢信用金庫、財団法人米沢信用金庫

| FAX 申込用紙 |                 |
|----------|-----------------|
| フリガナ     | 姓 名             |
| お名前      |                 |
| ご職業      | 年 齢             |
| 〒        | 都 道 府 県         |
| ご住所      |                 |
| ご連絡先     | TEL ( ) FAX ( ) |

〈個人情報のお取り扱いについて〉……………お申し込みいただいたお客様情報(個人情報)は講座の運営に必要な範囲で利用いたします。  
ご本人様に開示で第三者に開示、提供することはありません。

上記項目をご記入いただき、FAXでお送りください。

03-5841-0578

## 講座の様子（写真1）





## 講座の様子（写真2）



# 地域活動 ヒアリングシート（１期生）

東京大学・筑波大学  
文部科学省「社会人の学び直し」

## 成年後見に関する 地域資源の実態把握 ヒアリングシート

一期生 受講生氏名 ○班

### 1. 目的とポイント

- ・どこで（場所・名称）
- ・どのようなことが（事業内容）
- ・どのように（誰によって、料金、利用方法）
- ・どれくらいなされているか（実績数）

を理解し、説明できるようになること。

- ・その事業の課題は何か（本当はこうしたいができないこと）
  - ・解決策は何か（何がどうなればできるようになるか）
  - ・解決に向けた市民後見人の役割（すべきこと・できること）
- を考察、検討すること。

### 2. 対象地域：自治体名、人口、高齢化率、その他

### 3. 成年後見に関連する地域機関など

- ① 社会福祉協議会
  - ② 地域包括支援センター
  - ③ 障害者就職生活相談センター、もしくは類するところ
    - ・ 地域生活支援センター（おもに精神障害）
    - ・ 地域支援センター（おもに知的障害、所により名称は異なる）
  - ④ 自治体：高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、その他
  - ⑤ 銀行等：都市銀行、地方銀行、信用金庫、郵貯、農協等
  - ⑥ 民生委員、町内会、福祉・消費系のNPO団体、その他
- ※パンフレット、実績データ、申込書・様式書、調査報告書、委員会資料などの資料を入手し、理解や検討の深化に役立てて下さい。

### 4. 活動を共にするメンバー：氏名、連絡先など

# 地域活動 ヒアリングシート（２期生）

東京大学・筑波大学・文部科学省「社会人の学び直し」  
市民後見人養成プロジェクト２期生・地域活動オリエンテーション

## 【成年後見の運用に関する実態把握】

目的：成年後見の運用に関する実態を質的に把握する。

（量的な把握は、基礎講座テキスト１０４ページ以降、最高裁の後見統計を参考）

方法：成年後見が必要となる生活場面に赴き、ヒアリングを行う。

### 生活場面１．介護サービス等

ヒアリング対象：特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホーム、訪問介護・看護、デイサービス、介護タクシー、等から一つ以上

契約について

Ｑ１ 判断能力が不十分な利用者ととの契約締結は

Ｑ２ 判断能力が不十分な利用者に対するサービスは

予想：法的な代理権を持たない家族による代理が  
大きなこと：判断能力が不十分な本人の意思がど  
参考：サービス内容や契約方法を理解すべく、パン

後見実務について

Ｑ３ 後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任

予想：後見人等がついているケースは少ない。

Ｑ４ 後見人等がついている利用者について、貴方

について、どのような方法や頻度で、連携を

（見守り、身上監護面、財産管理面、家族対応、

大きなこと：選任されている後見人等の実務方法

Ｑ５ 利用者に後見人等がついていると、介護サ

な場面で助かり、どのような場面で面倒で  
例：ケアプランを立てる時に助かる。たまにしか  
が難しい。

※施設管理

### 生活場面２．自治体・介護保険課

ポイント：自治体は介護保険の保険者。要介護高齢者のおよそ半数は認知症。成年後見は措置から契約へ移行した介護保険と車の両輪と言われる。成年後見制度利用支援事業は比較的低調。

Ｑ６ 当該自治体における要介護認定高齢者の総数、要介護度別数、認知症がある要介護高齢者の数、を教えてください。

Ｑ７ 判断能力が不十分な方と介護事業者の契約締結はどのようにしていますか？

Ｑ８ 介護契約を目的とする成年後見の利用費用について、介護保険の財源を充てることは可能ですか？

Ｑ９ 成年後見制度の利用促進策の取り組み状況について教えてください。

### 生活場面３．薬局

Ｑ１０ 判断能力が不十分な方に対する薬の説明はどのようにしていますか？

Ｑ１１ 判断能力が不十分な方に対する服薬管理はどのようにしていますか？

Ｑ１２ 認知症や精神障害に効く薬（副作用についても）を教えてください。

仮説：薬局は、判断能力が不十分な方や、判断能力が不十分な方を支える市民後見人の地域拠点になりうるのではないかと。特に、ヘルスケア（例：薬、医療、介護、栄養、健康増進）を中心とする身上監護の拠点。

### 生活場面４．金融機関

ヒアリング対象：生命保険会社、損害保険会社、保険代理店、証券会社、社会保険事務所から一つ

趣旨：判断能力が不十分になってくると、保険金、配当金、年金が自分の口座に振り込まれても自分の思うようには使えない。それに備えて我々は後見を利用する努力をする。貴方においても、払うべきものを払うだけでなく、支払われたものが本人の意思に沿って使われるまでの工夫や支援策を講じては如何でしょうか？

Ｑ１３ 後見人等がついていない判断能力が不十分な契約者や受取人に対する対応はどのようにしていますか？

予想：保険の場合、代わりに請求してくれる人を選ぶ『指定代理請求』という仕組みがある。保険契約締結後に判断能力が不十分になっても依然この代理請求権を有効とするためには、このことを任意後見契約に記載する必要がある。

Ｑ１４（提案）後見制度を利用する際にかかる費用、後見活動に伴うリスク、後見人がいないことで生じるリスク（請求漏れ・受給漏れほか）、などをカバーする金融商品はありますか？

### 生活場面５．消費生活センター

ポイント：高齢者や障害者を狙う悪徳商法や詐欺の実態と対策を把握する。

Ｑ１５ どのようなトラブルがどれくらいあるか

Ｑ１６ どのような対応策があるか？

Ｑ１７ 成年後見制度の利用は対応策としてどれほど有効か？

### 生活場面６．社会福祉協議会

ポイント：日常生活自立支援事業と成年後見制度の相違点を理解する。成年後見や市民後見に対するあなたのまちの社協の取り組み実績や予定を聞く。

Ｑ１８ 日常生活自立支援事業の利用状況

Ｑ１９ 成年後見への取り組み実績や予定

Ｑ２０ 法人後見・市民後見への取り組み実績や予定

以上６カ所、２０の質問を通じ期待される効果

・成年後見の円滑な運用に関する自分なりのアイデア

・成年後見に関係すべき諸機関に対しても、一考を

### 【ヒアリング活動の流れ】

① 上記の内容や趣旨を理解する。理解が不十分な事務局へ連絡する。

・お近くにお住まいの受講者連絡先リスト

・東大事務局電話番号０３－５８４１－０５７６、

② 自分にとって身近な上記相手先に電話、聞きだ

例：『（東大で成年後見について勉強している。内容）について伺いたい。』

・本活動はいわゆる調査ではありません。成年後見することを目的としているので、自分のこととして理

③ できる限り相手先に出向き、座して直接話をう

問い合わせ、回答を得るのも可能。

・ヒアリング活動は一人でも複数でも可。意見交換活動を推奨します。『仲良く』ご活動ください！

・複数の場合、役割分担も可。ただし、レポートとして下さい。

### 【レポートについて】

#### ○レポートに盛り込まれる内容

- ・上記６カ所２０質問に対する先方の回答（ヒアリング対応を得られない場合、対応して頂けない理由を記すことで可）
- ・それを基に自分で調べ、考えた内容
- ・（可能であれば）仲間と話した事柄等

○締切 平成２１年１１月２０日

#### ○様式

- ・Ａ４サイズ、枚数不問
- ・お名前と住所をレポート用紙に忘れずにご記入ください。
- ・提出方法はＥメール添付か郵送  
Ｅメール：[report@shimin-kouken.jp](mailto:report@shimin-kouken.jp)  
郵送：〒113-0033  
東京都文京区本郷 7-3-1  
東京大学医学部 2 号館 S 3 01  
『市民後見プロジェクト事務局』宛

#### ○備考

- ・提出レポートは事務局にて保管しますが、返却しません。
- ・手書きの場合はコピーをご提出頂いても結構です。
- ・レポート以外で、研究室にご提供頂ける資料があればありがたく頂戴します。
- ・審査結果は、１１月連休の実務講座の課題とあわせて年末に郵送する予定です。

以上

### 【３期生募集スタート！】

１２月から３月の間に、３期生プログラムをスタートします。お知り合いで受講を希望される方がいらっしゃれば、お声がけ頂き、  
受講予約電話 03-5953-7010（平日 9 時～18 時）までお電話下さい。

# 地域活動 ヒアリングシート（3期生）

○目的：地域における成年後見の実態を見て、聞いて、対策を考える。

※ 調査ではありません。自立的に活動して下さい。

※ ポイント：判断能力が不十分な方への対応、取り組み、課題

○場所：お住まいの近く、お勤め先の近く、その他

○方法：下記へ訪問もしくは連絡。一人でも複数でも可。

※活動中の問い合わせ電話：事務局 03 - 5841 - 0577（平日 10 - 17）

## 1. 議員、政治家：市区町村、都道府県、国会（いずれか一人）

例：成年後見に関するあなたの見解

成年後見制度利用支援事業、介護保険契約における無権代理、ほか

## 2. 交番、警察、消防署（いずれか一つ）

例：高齢者や障害者に関する事件や事故

悪質商法、徘徊、交通事故、虐待（お金、心身、放置）、火事、ほか

## 3. 金融：信用金庫もしくは郵貯（自分や家族の口座について聞く）

例：判断能力が不十分になった場合の口座取り扱い

本人同行、名義変更、カード、時効取り扱い、後見人への対応、ほか

## 4. 住宅：不動産、管理組合、高齢者専用賃貸住宅、その他（いずれか一つ）

例：借主、貸主、売主、買主の判断能力が不十分な場合

家賃滞納、保証人、見守り、改修、賃貸・売買契約、相続、ほか

## 5. 自由

例：判断能力が不十分な方との接点・接触、後見ニーズの所在、成年後見推進策、後見人とのやりとり、ほか（除かれるところ：自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消費生活センター、障害者生活センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、授産施設、障害者施設、訪問介護・看護、デイサービス、介護タクシー、生命保険、損害保険、証券会社、銀行、社会保険事務所、薬局、民生委員、町内会、福祉系NPO、家庭裁判所、公証役場）

## ○レポート提出

様式・枚数自由（A4サイズ）、ペ切5月31日、下記のいずれかにて提出

① Eメール：manabi3@m.u-tokyo.ac.jp（uの後はハイフン）

② 郵送：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学医学部2号館S301「市民後見プロジェクト事務局」宛

③ 地域活動座談会（裏面）にて提出

以上

## 地域活動座談会

○目的：地域活動の報告、考えたこと・感じたことの意見交換、受講生交流

○日時：ご都合のつくところへご参加下さい。

1. 6月 1日（火）10:00-12:30

2. 6月 1日（火）18:30-21:00

3. 6月 3日（木）10:00-12:30

4. 6月 3日（木）14:00-16:30

5. 6月 6日（日）10:00-12:30

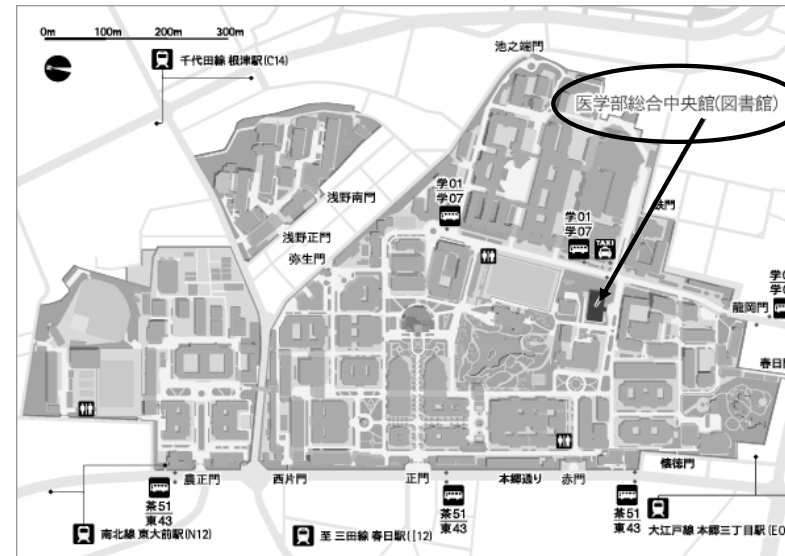
6. 6月 6日（日）14:00-16:30

7. 6月 9日（水）18:30-21:00

※原則参加。ご都合がつかない場合、事務局へご連絡ください。

※東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城以外の方は6月1日以降、事務局より電話します。電話を通じて意見や情報を交換します。

○場所：東京大学本郷キャンパス医学部総合中央館（図書館）3階



以上

# 地域活動 地域ゼミ実施

## 地域ゼミ日程表(2期生用)

※各自、活動対象地域を参考にお願いします。ご都合がつかない場合には、別会場への参加をお願いいたします。  
(活動対象地域以外の会場の地図につきましてはお問い合わせいただきましたらFAXします。事務局電話:03-5841-0577)

■東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県

|      | 活動対象地域                                                                 | 会場                  | 日程                  |
|------|------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 東京都  | 1 新宿区・中野区                                                              | 東京大学医学部図書館3階        | 9/1(火) 18:00-20:30  |
|      | 2 杉並区                                                                  | 東京大学医学部図書館3階        | 9/2(水) 18:00-20:30  |
|      | 3 品川区                                                                  | 東京大学医学部図書館3階        | 9/3(木) 18:00-20:30  |
|      | 4 港区・千代田区・文京区                                                          | 東京大学医学部図書館3階        | 9/5(土) 10:00-12:30  |
|      | 5 豊島区・練馬区                                                              | 東京大学医学部図書館3階        | 9/5(土) 14:00-16:30  |
|      | 6 中央区・江東区                                                              | 東京大学医学部図書館3階        | 9/6(日) 10:00-12:30  |
|      | 7 世田谷区                                                                 | 東京大学医学部図書館3階        | 9/6(日) 14:00-16:30  |
|      | 8 目黒区・大田区・渋谷区                                                          | 東京大学医学部図書館3階        | 9/7(月) 18:00-20:30  |
|      | 9 板橋区・北区                                                               | 東京大学医学部図書館3階        | 9/8(火) 18:00-20:30  |
|      | 10 台東区・荒川区・墨田区                                                         | 東京大学医学部図書館3階        | 9/9(水) 18:00-20:30  |
|      | 11 葛飾区・足立区・江戸川区                                                        | 東京大学医学部図書館3階        | 9/10(木) 18:00-20:30 |
| 東京都下 | 12 八王子市・日野市・立川市・国立市・町田市・多摩市・稲城市・府中市・調布市                                | 東京大学医学部図書館3階        | 9/12(土) 10:00-12:30 |
|      | 13 青梅市・あきる野市・昭島市・武蔵村山市・小平市・西東京市・清瀬市・東久留米市・東大和市                         | 東京大学医学部図書館3階        | 9/12(土) 14:00-16:30 |
|      | 14 三鷹市・小金井市・武蔵野市                                                       | 東京大学医学部図書館3階        | 9/14(月) 18:00-20:30 |
| 神奈川県 | 15 横浜市(鶴見区・神奈川区・西区・保土ヶ谷区)                                              | 横浜市職能開発総合センター       | 9/19(土) 10:00-12:30 |
|      | 16 横浜市(港北区・青葉区・緑区・旭区・瀬谷区)                                              | 横浜市職能開発総合センター       | 9/19(土) 14:00-16:30 |
|      | 17 横浜市(磯子区・金沢区・南区・港南区・戸塚区・栄区・泉区)                                       | 横浜市社会福祉協議会          | 9/20(日) 10:00-12:30 |
|      | 18 横浜質市・鎌倉市・逗子市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大和市・綾瀬市・平塚市・厚木市・相模原市・海老名市・座間市・秦野市・箱根町・大井町 | 横浜市社会福祉協議会          | 9/20(日) 14:00-16:30 |
|      | 19 川崎市                                                                 | 川崎市総合自治会館           | 9/17(木) 18:00-20:30 |
| 埼玉県  | 20 さいたま市・戸田市・川口市・鳩ヶ谷市                                                  | さいたま市民会館うらわ         | 9/13(日) 10:00-12:30 |
|      | 21 上尾市・蓮田市・伊奈町・白岡町・桶川市・本庄市・熊谷市                                         | さいたま市民会館うらわ         | 9/13(日) 14:00-16:30 |
|      | 22 草加市・越谷市・三郷市・吉川市・春日部市                                                | サンシティホール            | 9/15(火) 18:00-20:30 |
| 千葉県  | 23 川越市・鶴ヶ島市・日高市・坂戸市・嵐山町・ふじみ野市・飯能市・富士見市・新座市・朝霞市・和光市・志木市・所沢市・三芳町・狭山市・小川町 | 川越市南公民館             | 9/16(水) 18:00-20:30 |
|      | 24 千葉市・八千代市・成田市・佐倉市・八街市・袖ヶ浦市・大網白里町・君津市・市原市・九十九里町・南房総市・四街道市             | 千葉市民会館              | 9/23(水) 10:00-12:30 |
|      | 25 浦安市・市川市・船橋市・習志野市                                                    | 船橋市勤労市民センター         | 9/23(水) 14:00-16:30 |
|      | 26 松戸市・鎌ヶ谷市・野田市・流山市                                                    | NPO支援センター千葉(岡田ビル5階) | 9/26(土) 10:00-12:30 |
|      | 27 柏市・我孫子市・白井市・印西市                                                     | 柏市民活動センターA館2階会議室    | 9/26(土) 14:00-16:30 |

■その他の道府県(一学生体験ゼミとの合同開催となります)

|        | 活動対象地域      | 場所                             | 日程                  |
|--------|-------------|--------------------------------|---------------------|
| その他の地域 | 28 群馬県      | 群馬県社会福祉総合センター                  | 8/22(土) 12:00-16:00 |
|        | 29 栃木県      | 宇都宮市総合福祉センター9階9A研修室            | 8/30(日) 12:00-16:00 |
|        | 30 茨城県      | 筑波法科大学院(秋葉原ダイビル15階)            | 8/29(土) 15:00-17:30 |
|        | 31 福島県      | コラッセふくしま302会議室B                | 8/29(土) 9:30-11:30  |
|        | 32 北海道・東北地区 | 霞城セントラル22階<br>山形市活動支援センター会議室B室 | 8/28(金) 18:00-20:30 |
|        | 33 東海地区     | グランドディアラ名古屋本店                  | 8/27(木) 18:00-20:30 |
|        | 34 甲信越地区    | 長野ふれあい福祉センター                   | 8/29(土) 12:00-16:00 |
|        | 35 関西・四国地区  | 兵庫県民会館11階1102                  | 8/25(火) 15:00-17:00 |
|        | 36 中国・九州地区  | オリエンタルホテル広島                    | 8/24(月) 18:00-20:30 |



# 体験活動 施設体験シート

|             |                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 活動シート 氏名：   |                                                                              |
| 後見を要する人（本人） | 男性・女性（該当するものに○）                                                              |
| 年齢          | 歳（該当する年齢を記入）                                                                 |
| 本人が住んでいる所   | 在宅、施設、その他（該当するものに○）                                                          |
| 本人の家族・親族    | （いる人に○、いない人は×、子は人数を記載）<br>0 親等—配偶者<br>1 親等—父、母、子（ 人）<br>2 親等—兄、弟、姉、妹、孫、祖母、祖父 |

|                                |
|--------------------------------|
| 本人の日々の生活（あなたが見たこと、聞いたこと、感じたこと） |
|--------------------------------|

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 身体・からだ（病名、生活上の困難と対処） | 精神・こころ |
|----------------------|--------|

|                              |
|------------------------------|
| 本人のキーパーソン（誰？その人と本人の接触頻度、関わり） |
|------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 本人に必要と思われる代理行為目録                                                                                                                                                                                                   |  |
| 該当すると思われるものすべてに✓                                                                                                                                                                                                   |  |
| 1 財産管理関係                                                                                                                                                                                                           |  |
| (1) 不動産関係                                                                                                                                                                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> ①本人の不動産に関する取引（ <input type="checkbox"/> 売却、 <input type="checkbox"/> 担保権設定、 <input type="checkbox"/> 賃貸、 <input type="checkbox"/> その他）                                                    |  |
| <input type="checkbox"/> ②他人の不動産に関する（ <input type="checkbox"/> 購入、 <input type="checkbox"/> 借地、 <input type="checkbox"/> 借家）契約の締結・変更・解除                                                                            |  |
| <input type="checkbox"/> ③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除                                                                                                                                                           |  |
| (2) 預貯金等金融関係                                                                                                                                                                                                       |  |
| <input type="checkbox"/> ①預貯金に関する金融機関等との一切の取引（解約・新規口座の開設を含む。）                                                                                                                                                      |  |
| <input type="checkbox"/> ②その他の本人と金融機関との取引（ <input type="checkbox"/> 貸金庫取引、 <input type="checkbox"/> 保護預かり取引、 <input type="checkbox"/> 証券取引、 <input type="checkbox"/> 為替取引、 <input type="checkbox"/> 信託取引）          |  |
| (3) 保険に関する事項                                                                                                                                                                                                       |  |
| <input type="checkbox"/> ①保険契約の締結・変更・解除                                                                                                                                                                            |  |
| <input type="checkbox"/> ②保険金の請求及び受領                                                                                                                                                                               |  |
| (4) その他                                                                                                                                                                                                            |  |
| <input type="checkbox"/> ①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続（ <input type="checkbox"/> 家賃・地代、 <input type="checkbox"/> 年金・障害手当金その他の社会保障給付、 <input type="checkbox"/> その他）                                                         |  |
| <input type="checkbox"/> ②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（ <input type="checkbox"/> 家賃・地代、 <input type="checkbox"/> 公共料金、 <input type="checkbox"/> 保険料、 <input type="checkbox"/> ローンの返済金、 <input type="checkbox"/> その他） |  |
| <input type="checkbox"/> ③本人の負担している債務の弁済及びその処理                                                                                                                                                                     |  |
| 2 相続関係                                                                                                                                                                                                             |  |
| <input type="checkbox"/> ①相続の承認・放棄                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> ②贈与、遺贈の受諾                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> ③遺産分割又は単独相続に関する諸手続                                                                                                                                                                        |  |
| <input type="checkbox"/> ④遺留分減殺の請求                                                                                                                                                                                 |  |
| 3 身上監護関係                                                                                                                                                                                                           |  |
| <input type="checkbox"/> ①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払                                                                                                                                                         |  |
| <input type="checkbox"/> ②要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て                                                                                                                                                                    |  |
| <input type="checkbox"/> ③福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払                                                                                                                                      |  |
| <input type="checkbox"/> ④医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払                                                                                                                                                       |  |
| 4 登記・税金・訴訟                                                                                                                                                                                                         |  |
| <input type="checkbox"/> ①税金の申告・納付                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> ②登記・登録の申請                                                                                                                                                                                 |  |
| <input type="checkbox"/> ③本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為（民事訴訟法55 条2 項の特別授権事項を含む。）（※保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。）                                                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> ④訴訟行為（民事訴訟法55 条2 項の特別授権事項を含む。）について、当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授権をすること                                                                                                                       |  |
| 5 その他                                                                                                                                                                                                              |  |
| <input type="checkbox"/> ①以上の各事務の処理に必要な費用の支払                                                                                                                                                                       |  |
| <input type="checkbox"/> ②以上の各事務に関連する一切の事項                                                                                                                                                                         |  |
| ※ 民法上、代理行為を特定するべきことになっていますので、「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。                                                                                                                                            |  |

|                                                                                         |                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人の後見三類型                                                                                | ① 補助・保佐・後見（該当すると思うものに○）<br>② 上記類型を選んだ理由                                                                 |
| 本人に後見人等がつくとしたら                                                                          | ① 本人は後見の利用を希望するか？<br><br>② 申立人は誰か？<br><br>③ 後見人の候補者は誰がいいか？<br><br>④ あなたからその人への要望・引継ぎ（その人がすべき仕事、その人に求められ |
| 本人の現状<br>・数年後の生活<br>・本人の希望<br>・本人の可能性<br>・見守り<br>・身上監護<br>・財産管理<br>・後見費用<br>・本人の死後などを考慮 |                                                                                                         |

|                             |
|-----------------------------|
| メモ欄                         |
| ・取り組み中わからなかったこと、不明確だったこと    |
| ・自分で調べたこと                   |
| ・次回ゼミで聞きたいこと（4月8・9・10、詳細別紙） |
| ・なんとなく感じたこと、強く思ったこと         |

# 体験活動 情報管理について

## 誓約書

東京大学医学系研究科老年社会科学

教授 甲斐一郎 殿

私は、東京大学・筑波大学による文部科学省「社会人の学び直し」委託事業である市民後見人養成講座の施設体験活動において、受け入れ先の諸規則および個人情報保護に関する関係法令に基づき、これを遵守いたします。

平成23年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_



## 1

2010年 10月 15日 作成

24



## 2

2010年 10月 15日 作成

25

# 体験活動 任意後見受任 ～第三者事例～

## 後見活動カルテ

東京大学市民後見プロジェクト事務局

No.

|        |                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名    | ③後見制度の利用支援                                                                                                                                           |
| 主 訴    | 小さい頃から長いお付き合いしている、子のいないの1人暮らしの80歳の知人女性に任意後見制度の利用を勧めたい。                                                                                               |
| 活動ゴール  | 80歳の知人女性を委任者、受任候補者には医師である私の息子或いは息子の嫁(医師)とする任意後見契約の締結                                                                                                 |
| 現 状    | 認知症状なし<br>3年前に夫死亡。親類は遠方                                                                                                                              |
| 打開策・方策 |                                                                                                                                                      |
| 連絡方法   | 電話：( )<br>携帯：<br>メール：無し                                                                                                                              |
| スケジュール | 10月 知人女性に任意後見制度利用について説明、納得を得る<br>10～11月 知人本人による100歳までのライフプラン、財産目録、収支表の作成<br>11月 受任候補者にそれらを説明し理解を得、任意後見プランを作成<br>12月 代理権目録作成し、公証人役場にて任意後見公正証書契約締結(登記) |
| 備 考    | 将来的には( )に住む精神障害児を持つ義理の妹に成年後見制度利用を勧める<br>ケアマネージャー資格を保有                                                                                                |

2010年 9月 14日 発行

平成22年 正 本

財産管理等の委任契約及び任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者 (以下「甲」という。)及び受任者 (甲の知人、以下「乙」という。)の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

第1 財産管理等の委任契約

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、平成22年12月17日、甲の生活、療養看護及び下「委任事務」という委任する。

第2条 (任意後見契約との関係)

1 前条の委任契約(以下「委任契約」という)締結後、甲が精神上の能力が不十分な状況に陥った場合には、乙は、家庭裁判所の選任の請求をする。

2 本委任契約は、第1条の委任契約と併せて、甲の財産管理等の委任事務を委任する。

(別紙1) 代理権目録(委任契約用)

1 甲の所有する不動産、動産等のすべての財産の管理、保存

2 下記の財産の管理、保存

(1) (2) (3) (4) 甲が受領、公金に關する事項及び一切の事務

(別紙2) 代理権目録(任意後見契約用)

1 甲の所有する不動産、動産等のすべての財産の管理、保存及び処分に関する事項

2 金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項

3 保険契約

4 年金その他の給付を受ける権利に関する事項及び一切の事務

5 生活に關する事項及び一切の事務

6 医療契約における介入、事務的利用に関する事項

7 委任事務に關する事項

馬鹿申立てを含む。)の

当事者の表示

本籍 ( )

住所 ( )

委任者 ( ) 昭和 ( ) 生

受任者 ( ) 昭和 ( ) 生

委任者については、印鑑登録証明書の提出により、受任者については、運転免許証の提示により、それぞれその人違いでないことを証明させた。

上記列挙者に読み聞かせ且つ閲覧させたところ各自その正確なことを承認した。

よって本公証人は列挙者と共に次に署名押印する。

(印) (印)

この証書は平成22年12月17日本公証役場において作成した。

公 証 人 後 場



# 履修証明書

|                                              |                                                                                        |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 10 号                                       |                                                                                        |
| 履 修 証 明 書                                    |                                                                                        |
| 氏名                                           |                                                                                        |
| 学校教育法第105条の規定に基づき、所定の<br>下記プログラムを修めたことを証明する。 |                                                                                        |
| 記                                            |                                                                                        |
| プログラムの名称                                     | 市民後見人養成講座                                                                              |
| プログラムの概要                                     | 成年後見人等の素養を備えた一般市民を<br>養成することを目的とし、成年後見に関する<br>座学(基礎講座・実務講座)と実地(地域<br>活動・体験研修)から成るプログラム |
| 総時間数                                         | 128時間                                                                                  |
| 平成22年5月23日                                   |                                                                                        |
| 東京大学大学院医学系研究科長                               |                                                                                        |
| 清水孝雄                                         |                                                                                        |

東京大学における履修証明プログラムに関する規則

(平成21年11月25日東大規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条の規定に基づき、東京大学(以下「本学」という。)の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して修了の事実を証する証明書(以下「履修証明書」という。)を交付することができる履修証明プログラムに関し必要な事項を定める。

(開設)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等本学の学生以外の者が、体系的な知識・技術等の習得を目指す課程として開設されるものとする。

2 学部、研究科その他の教育研究部局の長(以下「部局長」という。)は、前項の履修証明プログラムを開設することができる。

(編成の要件)

第3条 部局長は、履修証明プログラムの編成に当たり、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムの総時間数は、120時間以上とする。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業の方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定めるものとする。

4 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教員とする。ただし、部局長が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。

(履修資格)

第4条 履修証明プログラムの履修資格を有する者は、東京大学学部通則第7条各号に定める入学資格のいずれかに該当するものとする。

(届出及び公表)

第5条 部局長は、履修証明プログラムを開設するに当たり、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他必要事項をあらかじめ別記様式1により、教育担当の理事又は副学長に届け出なければならない。

2 教育担当の理事又は副学長は、前項の届出があったときは、教育運営委員会へ報告するものとする。

3 部局長は、第1項に掲げる必要事項を公表するものとする。

4 第1項の届出後に履修証明プログラムの内容等に変更が生じる場合は、前3項の規定を準用する。

(履修証明書)

第6条 部局長は、履修証明プログラムを修了した者に対し、履修証明書を交付するものとする。

2 履修証明書の様式は、別記様式2のとおりとする。

(履修者に関する記録の作成及び管理)

第7条 部局長は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他の教務に関する記録を、正規課程に準じて作成し、及び管理しなければならない。

(実施体制の整備)

第8条 部局長は、履修証明プログラムの編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

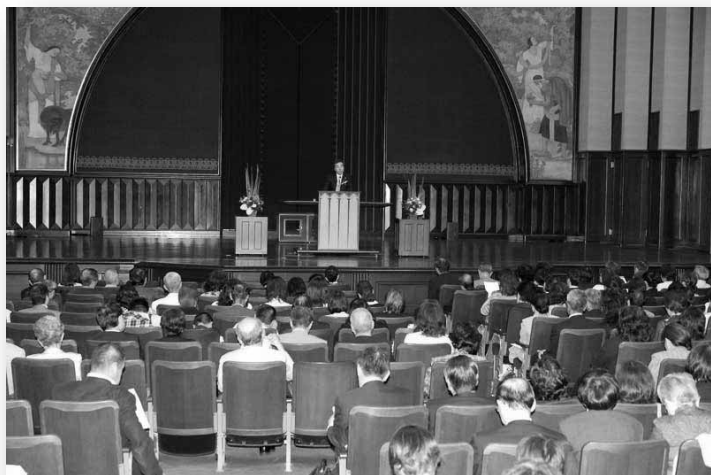
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年11月25日から施行する。

# 履修証明書授与式



## <講座を通じて印象に残ったこと（フリーアンサー）>

- ・制度の重要性を理解できた。
- ・当事者の切実な現実を感じることができた。
- ・運営側・受講生の熱意。
- ・実習やヒアリング調査。
- ・講師陣のレベルの高さ。
- ・同じ志の人と出会えた。
- ・実態把握活動、実務研修をベースにした実践活動に重点がおかれていた点。
- ・高齢者の方の意欲の強さ。
- ・地域との接点があった。
- ・大学の積極的後援姿勢。

出所：東京大学市民後見プロジェクト「市民後見人養成講座」受講生向けアンケート  
平成23年1月26日～2月10日



1期生 授与式  
平成22年5月23日  
於 東京大学 安田講堂



# 受講生・修了生 ～1期生・2期生・3期生～

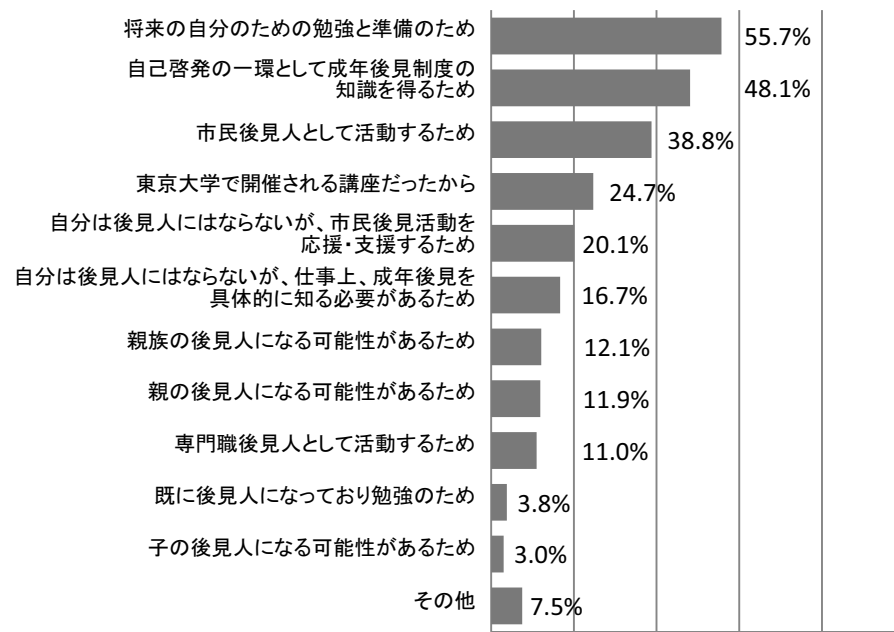
## 受講生・修了生数

単位:人

|      | 基礎講座       | 実務講座      | 修了生       |
|------|------------|-----------|-----------|
| 1期生  | 284        | 212       | 183       |
| 2期生  | 569        | 426       | 353       |
| 3期生  | 239        | 240(編入26) | 223(留年28) |
| 福井県生 | 172        | 58        | 52        |
| 小計   | 1264(100%) | 936(74%)  | 811(64%)  |
| 山形県生 | 134        |           | ※現在受講中    |
| 総計   | 1398名      |           | (915名)※推計 |

## 受講動機 (回答636名)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



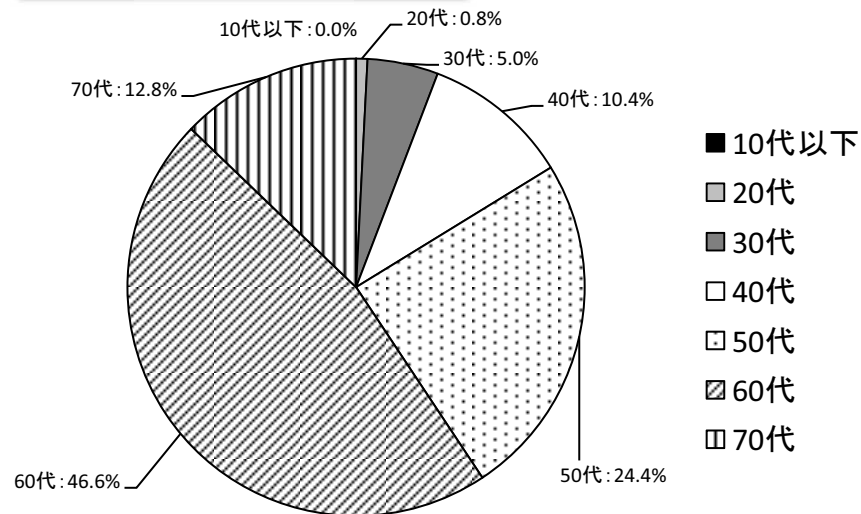
## 地域別修了生数

単位:人

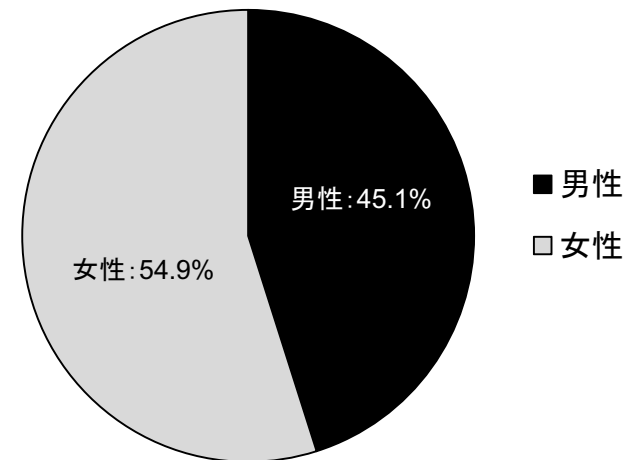
| NO | 都道府県 | 1期生 | 2期生 | 3期生 | 福井県生 | 計   | 構成比   |
|----|------|-----|-----|-----|------|-----|-------|
| 1  | 北海道  | 1   | 1   | 6   |      | 8   | 1.0%  |
| 2  | 宮城県  | 1   | 1   |     |      | 2   | 0.2%  |
| 3  | 山形県  | 3   | 1   | 1   |      | 5   | 0.6%  |
| 4  | 福島県  | 1   | 4   | 2   |      | 7   | 0.9%  |
| 5  | 茨城県  | 4   | 12  | 11  |      | 27  | 3.3%  |
| 6  | 栃木県  | 9   | 1   | 8   |      | 18  | 2.2%  |
| 7  | 群馬県  | 9   | 7   | 3   |      | 19  | 2.3%  |
| 8  | 埼玉県  | 29  | 57  | 31  |      | 117 | 14.4% |
| 9  | 千葉県  | 22  | 41  | 25  |      | 88  | 10.9% |
| 10 | 東京都  | 69  | 125 | 98  |      | 292 | 36.0% |
| 11 | 神奈川県 | 26  | 74  | 28  |      | 128 | 15.8% |
| 12 | 山梨県  | 1   |     | 1   |      | 2   | 0.2%  |
| 13 | 長野県  | 1   | 1   | 1   |      | 3   | 0.4%  |
| 14 | 新潟県  |     | 1   |     | 1    | 2   | 0.2%  |
| 15 | 静岡県  | 2   | 3   |     |      | 5   | 0.6%  |
| 16 | 愛知県  | 2   | 5   | 2   |      | 9   | 1.1%  |
| 17 | 三重県  | 1   |     |     |      | 1   | 0.1%  |
| 18 | 富山県  |     |     | 1   | 1    | 2   | 0.1%  |
| 19 | 石川県  |     |     |     | 10   | 10  | 1.2%  |
| 20 | 福井県  |     | 13  |     | 39   | 52  | 6.4%  |
| 21 | 大阪府  |     | 1   |     |      | 1   | 0.1%  |
| 22 | 奈良県  |     |     | 1   |      | 1   | 0.1%  |
| 23 | 兵庫県  |     | 1   | 1   | 1    | 3   | 0.4%  |
| 24 | 広島県  |     | 1   | 1   |      | 2   | 0.2%  |
| 25 | 鳥取県  | 1   | 1   |     |      | 2   | 0.2%  |
| 26 | 香川県  |     | 1   | 2   |      | 3   | 0.4%  |
| 27 | 福岡県  | 1   |     |     |      | 1   | 0.1%  |
| 28 | 鹿児島県 |     | 1   |     |      | 1   | 0.1%  |
|    | 計    | 183 | 353 | 223 | 52   | 811 | 100%  |

# 受講生の属性

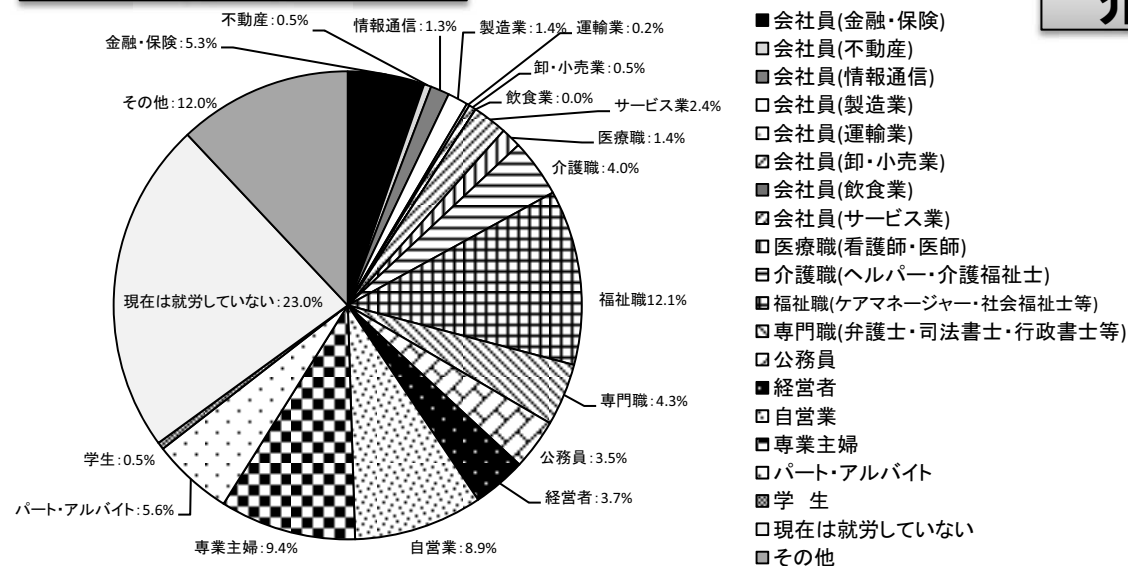
## 年 代



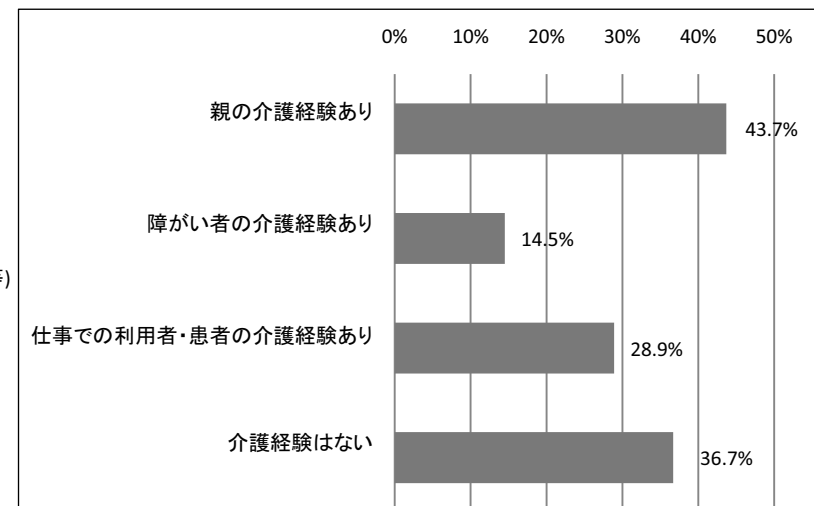
## 性 別



## 職 業

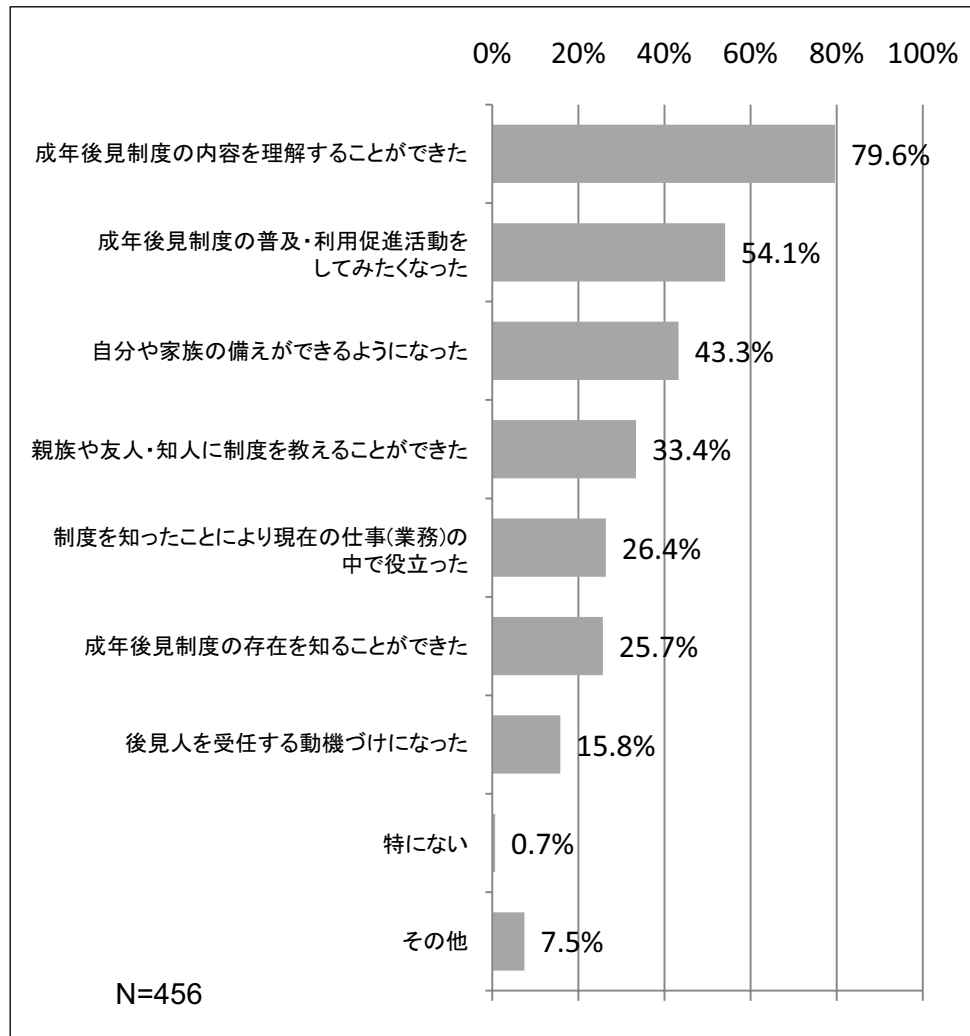


## 介護経験の有無

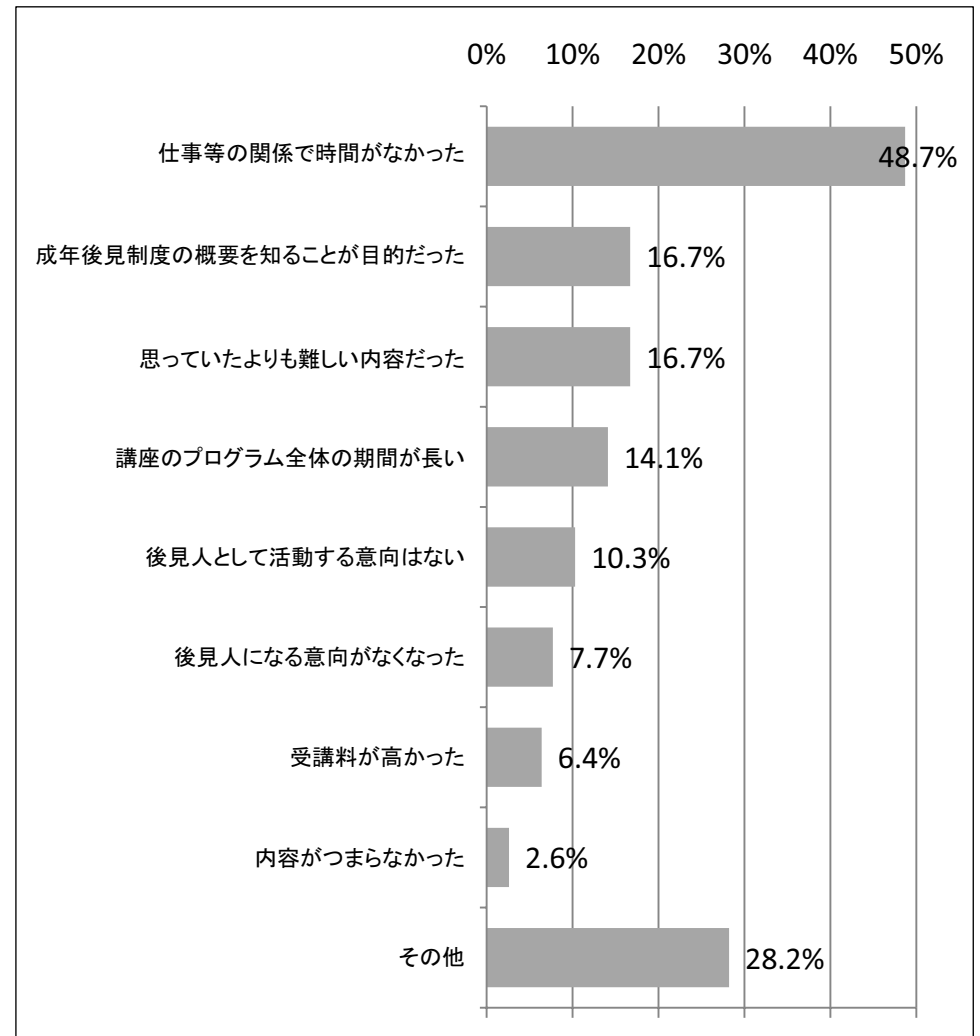


# 受講生アンケート

## ＜市民後見人養成講座を受講して良かったこと＞



## ＜講座受講を継続しなかった理由＞



出所：東京大学市民後見プロジェクト「市民後見人養成講座」受講生向けアンケート  
平成23年1月26日～2月10日

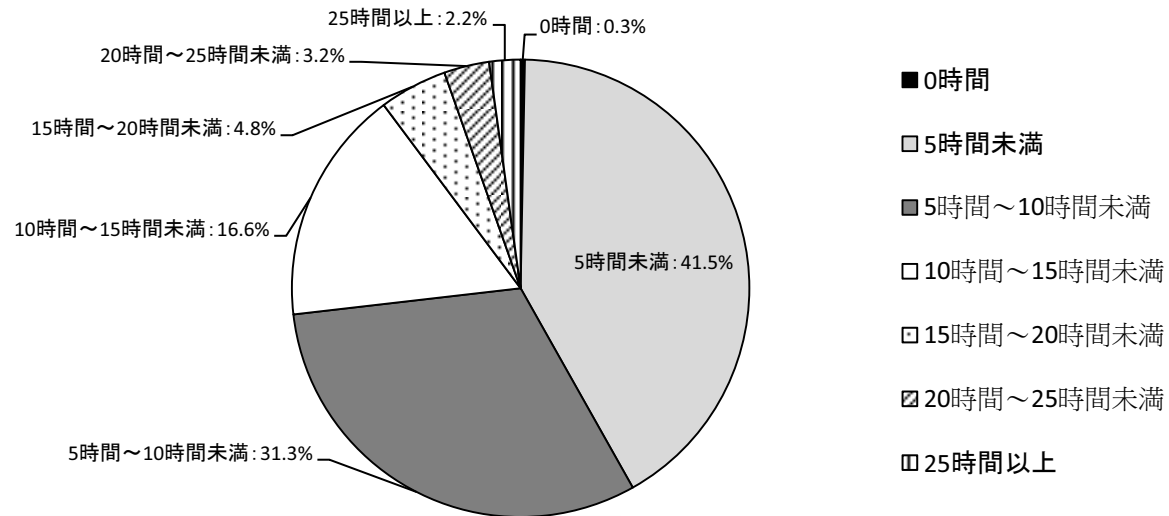


- 1 受講動機に応じたコース別カリキュラムの開発の必要性  
Ex) 親族後見コース、第三者後見コース、制度利用支援コース、  
身上監護重点コース、財産管理重点コース、地域づくりコース等
- 2 受講生のレポート等成果物や資料の系統的管理方法の開発
- 3 支援室未登録修了生と事務局との関係維持方法の検討

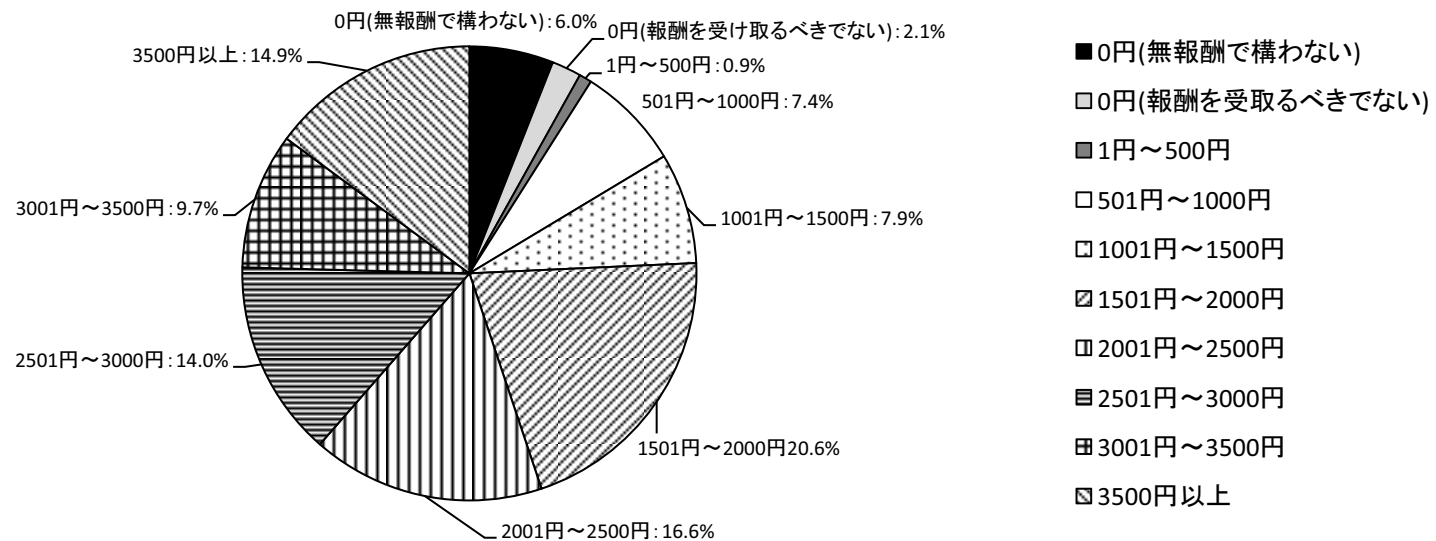
－ 事務局内検討 －

# 受講生アンケート

## 後見活動にかけられる時間・1週間あたり



## 報酬について（2時間あたり）



# 市民後見活動支援室 ～登録方法・審査基準～

平成22年6月に設置。

市民後見人として活動を予定されている方、すでに後見人として活動されている方で、支援を希望される方に申し込みいただき、一定の審査を行った後、支援室へ登録。

(3月31日時点で1期生66名、2期生175名、3期生133名 計374名)

登録者には支援室登録証を交付。

地区会合(東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城)を平成22年9月と10月、全体会合を平成23年1月と3月に実施。

## 登録方法

「支援室登録申込書」および「市民後見受任活動計画」を提出

### ■支援室登録申込書

氏名、住所、連絡先、職歴、生活歴(介護経験、ボランティア活動等含む)、後見に関する強みなど自己プロフィールを記入

### ■市民後見受任活動計画

1、2年以内に受任するための具体的活動計画、活動予定地域、活動予定メンバー、最近の活動実績、必要な支援の内容など受任に向けた活動予定を記入

## 審査基準

形式要件、実質要件、また受講時の取り組み姿勢なども加味して総合的に判断

### ■形式要件

所定の書類を期日までに提出しているか

### ■実質要件

具体的な活動計画が書かれているか、支援室が目指す本人主義・身上監護重視の活動内容であるか



## 支援内容

| 活動段階        | 支援内容                                               |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 地元会合        | 対象地域の受講生へ会合案内、オブザーブ                                |
| 活動の周知       | リーフレットの作成・配布                                       |
| 法人化         | 法人設立を申請する際の関連書類のひな型の提供、アドバイス                       |
| 啓発セミナー、講演会  | 企画、運営、講師派遣、後援募集、広報、教材(DVD、プレゼン資料など)の貸出、プレゼン資料の添削   |
| 相談、申立支援     | 専門的アドバイスの提供(法律、医療、福祉、任意後見契約、法定後見申し立て実務など)          |
| 受任に向けた体制づくり | 行政への働きかけ(説明うかがい、きっかけ作りなど)、助成金申請に関するフォロー、後見関連団体との連携 |

東京大学・筑波大学 市民後見人養成講座 三期修了生対象

支度室登録申込書

(本紙プロフィール記入の際、枠内に収まらない場合は裏面もご活用ください。)

※「市民後見受任活動計画」は本申込書とは別紙でご用意ください。

ふりがな

氏 名

写真貼る位置

1. 縦 36~40mm  
横 24~30mm  
2. 本人写真  
胸の上  
3. 裏側に写りこみ  
4. 裏側に写りこみ

生年月日

19 年 月 日 生 (調 査)

性別

自宅電話

携帯電話

FAX

E-MAIL

ふりがな

現在所 在

主な職歴、生活歴 (介護経験、ボランティア活動等含む)

「市民後見受任活動計画」

1: 1. 2年以内に受任するための計画

1) 第一ステップ

<任意団体の立ち上げ>

・平成23年度にNPOを設立し、受任出来る為の体制作り (H22年6月27日開催の1. 2期生会合 (12名) にて任意団体の設立承認と「規約」の検討を開始)

・当面、上記2期生会合地区内中、後援市市を先打ちモデルとし、ノウハウの蓄積を図る (行政・地域包括支援センター・社協と連携し、成年後見制度に関する相談・支援を専ら必要の場・場所・資金・人員の確保の意思確認と定期的総会を継続する (上記「会」会長は後援市市の野見氏に内定。自宅が道路脇、他の後援者を次回決定。会費：入会金1千円、年会費3千円の予定)

・後見人養成講座や講習会を開催し、会員募集と運営資金確保を図る。当面後援者は半半会

・品川「市民後見人の会」を参考に、設立・運営上の視座点、課題を模

2) 第二ステップ

<「NPO東京市民後見人の会」(仮称)の設立、広報、受任活動>

・対象募集：法人後見による「法定後見」、「任意後見」とする。後援後見人候補 (専門、経験を有した男女の組合)

・受任活動：行政、社協とタイアップし、東大後援者のバックアップを得て体制を強化

・活動メンバー：下記3のメンバー

・活動資金：会員からの会費、寄付金、事業収入。法人、社協等の支援も得たい

正会員：・後援後見者・市民養成講座後援者

賛助会員：・一般後援者、法人

・活動 (会合) 場所：行政区域の公民会施設、個人住宅、事務所の借り上げ等

・組織：役員、会員、事務局、ボランティアで構成

2: 活動予定地域

・千葉東葛地区 (後援市、柏、流山、野田、柏戸町) を予定

・後援市を重点モデルに活動を開始し、遠次各行政単位 (東大後援者の所属する上記「市」) に展開

3: 活動予定メンバー

・上記「市」に在住する東大後援者1期生 (9名、及び2期生27名を予定 (内れ3期生も)

・上記地区在住の「市民養成講座」修了者、千葉東葛大学江戸川台卒業関係生」等とする

・後記の「高齢者支援連絡会メンバー」への活動支援活動働き掛け、増員を図る

市民後見受任活動計画

概況市民後見の(仮称)

活動の目的

地域で継続的に市民後見活動を展開する

具体的な取り組み

市民後見人の募集と育成  
市民後見人の養成講座  
行政との連携による市民後見活動  
市民後見人のスキルアップ  
参加として継続可能な仕組みの構築

活動予定地域

後援市内 (1区)

活動予定メンバー

その他後援市在住の市民後見人養成講座受講生 (1期~3期) 各30名程度を予定

組織イメージ (別紙1)

計画

活動計画 (別紙2)

近の活動実績

2010年5月 日本生計協会へ参加申請書提出  
後援市市民後見活動 (有償) と地域での市民後見活動の方向性について検討

2010年5月 日本生計協会へ参加申請書提出  
後援市市民後見活動 (有償) と地域での市民後見活動の方向性について検討

実績

・後援市、情報交換会 (H21年9月以降 8回)

・3月後援市市包括支援センター会合と会談、東大プロジェクトの報告・報告会

・会合の企画案交換と「東京市民後見人の会」立ち上げ検討(11年2年度3回)

・27日の会合にて規約案を提示、総論、役割分担等の検討に入る

・NPO市民後見人の会」立ち上げを計画し、任意団体からNPO立ち上げ迄の

・組織点、現在の活動状況等ヒアリング (6月11日)

・市会議員を養成訓練、協力、指導を要請 (7月13日)

・市地域包括支援センター」を訪問し活動状況報告、連携打合せ (7月29日予定)

・地区「高齢者支援連絡会」にて「市民後見人」立ち上げ後援者 (7月中)

内容

・目的の提示より

・「(原則) して利用出来る団体 (行政等と連携・支援を受けている組織) で

・資料も取扱い可能な団体であり

・主に生活全般について相談出来る(地域包括支援)

・個人の要請と「自己決定」を尊重し、心身の状況、生活状況に配慮した

・あるをNPOで (電話連絡・市民後援者) の運営を目標にしたい」と考えています。

・実施するには1

・賛助会、人材の確保と専門的知識と経験を受け、必要情報の入手が必要とする。

・2・運営時の専門的事務発生時の相談受け皿

・3時、支援後の個別専門的多岐への相談と、専門的バックアップ (必須)

・市民後見人の能力には限界のあることと認識

・活動の企画・運営資金支援等の要 (寄付制度等)

・定期的総会、情報交換会 (他のNPO等の状況把握)、セミナー開催時の

・関係者等の知識を要請致します。

・成年後見制度への関心・理解が低く、この辺りが大きな課題と考えます。

・3年に同時スタートした介護保険制度に比し著しく周知、利用度が低く、

・制度を利用しない事による問題」を多くの人に知らしめる事も重要)

・の活用・支援は短期で終わるのではなく、継続的支援活動と捉えて頂く様

・見入として活動し、広く社会に役立ち、評価されるには大変な努力と覚悟

・が必要で、引を続けるご支援お願い申し上げます。

以上

# 修了生への活動支援例

## 自治体との協働事業等推進支援

自治体との協働事業を提案する際に事業内容の企画立案の支援を実施。

### ●NPO法人市民後見センター（申請時 市民とともに成年後見を学ぶ会） 熊谷市への協働事業提案申請書類

様式第1号（第8条関係）

協働事業に関する提案書

平成22年7月 日

熊谷市長 貴岡 清 様

所在地 熊谷市新井308-8

提案者 団体名 市民とともに成年後見を学ぶ会  
代表者 高岡 文夫 印

次のとおり、協働事業に関して提案します。

|                                                    |                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 提案する協働事業                                         | 市民提案事業                                                                                                                                                                                      |
| 2 タイトル                                             | 市民協働「熊谷の力」成年後見制度普及事業                                                                                                                                                                        |
| 3 事業期間                                             | 平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日<br>(単年度とする)                                                                                                                                                        |
| 4 事業予算                                             | 840,000円                                                                                                                                                                                    |
| 5 提案概要<br>(事業内容を100字以内でご記入ください。この内容はホームページで公表します。) | 高齢化による認知症や知的障害者・精神障害者の権利擁護を目的として成年後見制度の普及を図る。<br>市民後見人の養成と普及で成年後見引受の増加を図り、健全な福祉社会の構築を図る。                                                                                                    |
| 6 添付書類                                             | <input type="checkbox"/> 企画書（別紙様式1） <input type="checkbox"/> 見積書（別紙様式2）<br><input type="checkbox"/> 団体概要書（別紙様式3）<br><input type="checkbox"/> 定款または規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿（任意団体の場合） |

別紙様式1

企画書（市民提案事業）

団体名 市民とともに成年後見を学ぶ会

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 提案する協働事業のタイトル                 | 市民協働「熊谷の力」成年後見制度普及事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 事業の目的                         | 成年後見制度の普及と市民後見人の養成と市民による後見人引受けによる地域社会の福祉向上を図る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 事業の詳細（300字程度でご記入ください。）        | 「事業を始めるにあたっての現状・問題点」から「どのような成果を求めようとするのか」までの事業計画案を記入<br><br>知的障害者、精神障害者、認知症などの、成年後見制度が利用を必要とする人の多くが利用できていない。<br>この原因の一つとして後見人の不足がある。被後見人が必要としているのは、日々の見回りである身上監護や金銭管理で、後見人が専門職である必要は低い。むしろ本人の生活をサポートしていた地域社会で後見人となる人が得られれば、本人が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来る。地域の福祉関係者や一般市民が成年後見制度を理解し、利用を支援することが出来るよう講演会、セミナーを開催し、成年後見制度の啓蒙と市民後見人の普及を図り、認知症や障害者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指します。 |
| 4 実施体制                          | 東京大学市民後見プロジェクトの支援と「市民とともに成年後見を学ぶ会」会員20名の協力にて実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5 役割分担                          | 提案団体の役割<br>成年後見制度の普及講演会の開催、市民後見人の養成と市民後見人による成年後見人の引受け<br><br>市の役割<br>長寿いきがい課、障害福祉課<br>費用負担、市民への広報支援                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6 概算見積額                         | 840,000円 見積書は別紙様式2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7 相乗効果（協働の目標）                   | 高齢高齢者等の増加等から自治体の負担の増加が見込まれる。地域住民や本人の理解者が後見人となることによって、地域社会の福祉の向上が図れるとともに自治体の負担の軽減が図れる                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8 特にアピールしたいこと（専門性、独自性、先進性、実績など） | 成年後見を必要とする人の住む地域の市民が成年後見制度を理解し、後見制度の利用が進むことによって、本人の自己尊重が図れるとともに地域社会の福祉が向上する。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## ●成年後見さがみはら市民センター 相模原市への協働事業提案申請書類

第1号様式-2

市民提案型・行政提案型 協働事業提案書

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A<br>事業の名称   | キーワード：成年後見、福祉、権利保護、生活サポート<br>市民による市民のための成年後見まちづくり事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| B<br>提案事業の概要 | 1.現状・課題<br>成年後見制度は2000年4月介護保険制度の発足に合わせた民法改正により始まった。法定後見利用約13万人（全国）を根拠としての重要性は高まっている。しかし、障害者300万人、認知症200万人に対し成年後見が必要とする人が制度活用できていないのが現状である。<br>成年後見人の思いは、福祉、医療、労働等が中心で、本人の意志より身内の意志優先による人格侵害や被後見人による不正な財産管理と虐待が増大している。一方、専門職後見人による不祥事も増大している。また、悪徳弁護士、福祉詐欺など社会問題も後を絶たない。<br>「もう一人の命」を選び、判断能力低下に伴う将来の不安解消、生活の質の低下を食い止める。<br>成年後見制度の利便性、成年後見制度の恩恵を受ける基礎づくりがある。被後見人によっては不明で、親戚による被後見人の義務の履行、法人後見人利用 |

第2号様式-1

海部 修三

市民提案型・行政提案型 協働事業企画書

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| C<br>事業予算（概算） | 平成33年度（単年度）事業予算総額 |
|---------------|-------------------|

|                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                                                     | 市民による市民のための成年後見まちづくり事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 団体名                                                       | 非営利活動団体 成年後見さがみはら市民センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事業の分野<br>または<br>活動の分野<br><br>(主たる分野一つだけ)<br>にチェックを入れてください | ■ 市民提案型の場合は、提案する事業(主たるもの)の分野にチェックしてください。<br>■ 行政提案型の場合は、団体の主たる活動の分野にチェックをしてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1<br>事業の分野<br>または<br>活動の分野                                | ■① 保健・医療・福祉 ■② 社会教育 ■③ まちづくり<br>■④ 学術・文化・芸術 ■⑤ 環境保全 ■⑥ 災害救助<br>■⑦ 地域安全 ■⑧ 人権・平和 ■⑨ 国際協力<br>■⑩ 男女共同参画 ■⑪ 子どもの健全育成 ■⑫ 情報化社会<br>■⑬ 科学技術 ■⑭ 経済活動 ■⑮ 職業能力開発・雇用促進<br>■⑯ 消費者保護 ■⑰ 非営利活動支援 ■⑱ その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2<br>提案の特色                                                | ● 市民提案型として提案する事業は、現在の事業として取りまわっていますか？<br>□ すでに取り組んでいる ■ まだ取り組んでいない □ 不明<br>● 事業推進の必要性、公益性、波及効果、提案の特色はどのような点ですか？<br>東京大学（中野一朗）、筑波大学（赤井裕子）共に関係した、「市民後見人養成プログラム」を実施、継続した上で開いた市民で構成された当団体は、東京大学事務局による専門的文書及び成年後見に関する我が国第一人者の人的支援を得た活動ができる。小提案系、当団体の持つ資源を活用した事業実施を行っており、地域ネットワーカーと一体になって市民感覚の活動で市民における成年後見のインフラ構築の実現目標を設定している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3<br>役割分担<br>及び<br>協働の効果                                  | 1. 協働の必要性（協議しなければならぬこととはどのようなことですか？）<br>市民の意識調査を通して作成する成年後見に関する基礎資料は、調査項目作成、効果的な調査対象抽出等、市との協議により始めて作成可能となる。市民の市の信頼の高揚、市の持つ広報機能及び公共施設利用など、市主導では困難なことノーマライゼーション社会は一般取組により実現可能。<br>成年後見制度普及・啓蒙、利用促進、市民後見人養成などは、市と一体になった活動で初めて実現可能になる。<br>2. 提案団体が担う役割／団体にとっての協働の効果<br>(提案団体の責務は何か？何をしますか？協働によってどのようなメリットがありますか？)<br>①基礎資料作成に当たっての調査項目提供、調査対象抽出、質問・回答などの実務、分析など専門性を活かした業務を担当する。<br>②研究会の企画、テキスト制作、議事録作成、運営など当団体の主要メンバーと一体になって専門性を活かした業務を担当する。<br>③協働することで市民活動目的でのノーマライゼーション社会実現に専任でき、この成果の大半無償でより全国の関連団体の基盤強化に寄与できる。<br>3. 市に期待する役割／市にとっての協働の効果<br>(市は何を希望していますか？市にとってどのようなメリットが期待できますか？)<br>①基礎資料作成に当たり、調査対象選定など市だけが持つデータの提供、調査項目の方針提示により市側を充分反映させた調査を行うことが出来る。効果的な成年後見制度普及・啓蒙、利用促進の施策実施が可能となる。<br>②福祉推進ネットワークとの連携・関係構築、公共施設利用促進、広域など市の持つ情報の提供により①項と同様の効果的な施策実施が可能となる。<br>③協働することで上記の施策が実施され、欠陥のないノーマライゼーションモデル社会を実現できると思われる。また、人の尊厳を市民全体で守る団地場のより安心・安全なまちづくりに寄与する。 |

第3号様式

協働事業収支予算書

|                               |       |        |  |
|-------------------------------|-------|--------|--|
| 事業の名称 市民による市民のための成年後見まちづくり事業  |       |        |  |
| 団 体 名 非営利活動団体 成年後見さがみはら市民センター |       |        |  |
| 1 収入の部 (単位:千円)                |       |        |  |
| 科 目                           | 積算金額  | 備 考    |  |
| 1 自己資金(会費、協賛金)                | 50    | 協働事業負担 |  |
|                               |       |        |  |
| 相模原市負担金等                      | 1,945 |        |  |
| 収入合計(A)                       | 1,995 |        |  |

(※1 負担金負担がある場合は、その額記入となる資料と同様の事項)

|               |      |     |  |
|---------------|------|-----|--|
| 2 支出の部        |      |     |  |
| 科 目           | 積算金額 | 備 考 |  |
| 1 基礎資料作成      | 1    |     |  |
| 調査対象選定、調査項目作成 |      |     |  |
| 発送、回収、分析      |      |     |  |
| 報告書作成(電子データ)  |      |     |  |
| 2 市幹部向け研修会    |      |     |  |
| -1 謝儀費        |      |     |  |
| 講師謝礼          |      |     |  |
| ①15,000×4名×1回 |      |     |  |
| 研修会撮影         |      |     |  |
| ①50,000×1回    |      |     |  |
| 事業全面に付随経費     |      |     |  |
| ①1,000×延べ40時間 |      |     |  |
| -2 研修テキスト費    |      |     |  |
| ①600×200部     |      |     |  |
| -3 研修会運営活動人件費 |      |     |  |
| ①2,000×5人×1回  |      |     |  |
| -4 会費費        |      |     |  |
|               |      |     |  |
|               |      |     |  |
| 支出合計(B)       | 1    |     |  |

(※2 市負担金・市民負担金と積算の品類ととなったものを併記し)

※市負担金等

3 収支差額

収入合計(A) 一 支出合計(B)

協働事業継続希望書

平成24年度以降も事業の継続を希望する場合は、実施期間分(提案事業の実施開始年度を含め3か年度まで)の事業計画と収支予算の概要をご記入ください。

第4号様式

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 事業の名称 | 市民による市民のための成年後見まちづくり事業  |
| 団 体 名 | 非営利活動団体 成年後見さがみはら市民センター |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続を希望する理由 | <p>市民全体、地域全体で支えあふ成年後見インフラの構築とノーマライゼーション社会の実現と事業目的にしている。この目的実現は単年度で完了するものではなく、一つ一つ着実に実行する施策と実績の積み重ねによって得られるものである。</p> <p>初年度には、成年後見に対する市民の要望と成年後見に関する意識調査を実施し、当時の成年後見制度利用に係る基礎資料を作成し、その後の施策の具体的な実施内容に反映させる。更に、成年後見及びノーマライゼーションのワークロードの動向を把握し当面の施策に反映させる。</p> <p>次年度は、初年度実施の基礎資料の結果を反映した、市民向け研修会の実施及び成年後見人の抱い手大事業(個別後見人、市民後見人などの抱い手養成)を実施する。</p> <p>次々年度は、初年度実施の基礎資料の結果を反映した成年後見相談窓口設置事業及び前年度に引き続き成年後見人の抱い手大事業を実施する事を通して、成年後見インフラ構築の基盤づくりを実施する。</p> |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 事業計画・スケジュール・収支予算(想定)の概要をお書きください。

|        | 平成23年度(初年度)                                                                                               | 平成24年度(2年目)                                                                                                                                                                          | 平成25年度(3年目)                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事業計画   | <p>協働事業として実施</p> <p>(1) 当市の成年後見制度利用に係る基礎資料作成</p> <p>(2) 成年後見制度普及啓発事業として次の研修会を実施する。</p> <p>①市幹部職員向け研修会</p> | <p>協働事業として実施</p> <p>(1) 次年度の研修会を実施する</p> <p>① 家族後見人向け研修会</p> <p>② 福祉、関連者向け研修会</p> <p>③ 一般市民向け研修会</p> <p>(2) 成年後見利用促進事業として次の事業を実施する</p> <p>① 成年後見相談窓口事業</p> <p>② 成年後見制度利用の手続き支援事業</p> | <p>協働事業として実施</p> <p>(1) 市民後見人養成事業</p> <p>(2) 年度間隔の成年後見利用促進事業の一層の推進を図る</p> |
| スケジュール | <p>(1) 基礎資料作成 4月～8月</p> <p>(2) 市幹部向け研修会 10月開催<br/>H23.1月開催</p>                                            | <p>家族後見人向け研修会(3回) 7月開催</p> <p>福祉、生活関連者研修会(3回) 10月開催</p> <p>一般市民向け研修会(3回) 9月、12月、2月開催</p> <p>成年後見相談窓口事業、成年後見制度利用手続き支援事業 10月開始</p>                                                     | <p>市民後見人養成講座 10月開講</p>                                                    |
| 収支予算   | <p>自主財源 50千円</p> <p>市負担金 1,945千円</p> <p>※ 内訳等別収支予算書のとおり</p>                                               | <p>自主財源 市負担金</p>                                                                                                                                                                     | <p>自主財源 市負担金</p>                                                          |

# NPOの設立支援

## ●事例 1 NPO法人和の環

### 特定非営利活動法人 和の環 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 和の環という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市長北区大曾根二丁目5番16号コーポ落合303号室に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・障がい者をする事業、地域コミュニティづくりに関する事業、地域コミュニティづくりに関する事業等を通じて、市民が加齢や分となつても、住み慣れた地域・居宅でとができる社会の実現に寄与することを(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成特定非営利活動に係る事業

- (1) 成年後見制度に関する事業
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (3) 成年後見制度の普及・啓発に関する事業
- (4) その他目的を達するために必要な事業

#### 第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し(入会)
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、長に申込みのし、理事長は、その者正当な理由がない限り、入会を認めない。理事長は、前項の者の入会を認めない本人にその旨を通知しなければならない(入会金及び会費)

#### 設立趣旨書

1. 設立の趣旨

わが国はいま、歴史上類をみないほどの「超高齢化社会」に突入しようとしています。神奈川県においてもまた、それは同様です。このようななか、認知症高齢者数の増加、独居者の孤独死、虐待及び高齢者を狙った詐欺事件などが社会問題化しています。さらには障がい者の親なき後の問題など、住み慣れた地域で安心、安全に暮らしていくことが困難となっています。人は誰しも、老齢になれば他者の助けや支えが必要となり、人生を終える時には他者の世話になります。知的障がい・精神障がい・身体障がいの方々も、地域で自分らしく生活するためには、支える人が必要です。これまでの日本では主として家族がその役割を担ってきましたが、少子社会となり支える若年層自体が減少している中、もはや家族などの血縁関係だけに頼ることが困難になってきています。

このような状況を加速させた要因としては、地域での関係が希薄になり、「見守り」「支えあい」「助けあい」の仕組みが機能しなくなってきたことが挙げられます。また、個人情報保護の運用にも影響され、行政も地域住民に対して、支援すべき高齢者・障がい者等の情報を公開しない、公開できないため、「隣の人はだれ？」という「無縁社会」が広がったことも無関係ではないでしょう。

このような「無縁社会」から顔と顔の見える「有縁社会」に社会を再構築するための1つの手段として、成年後見制度の活用をわれわれは提唱いたします。成年後見制度は、平成12年4月に介護保険制度とともに制定されましたが、介護保険制度が社会に浸透しているのに対し、残念ながら遅々として普及が進んでいないのが現状です。

その理由として成年後見制度そのものの認知が進んでいないこと、制度を支える担い手の問題があります。現在は約6割が親族、残りが弁護士・司法書士等の専門職の構成になっていますが、家族の変容が進んでいる中、身上監護を主とした親族後見の限界もみえてきています。成年後見人の任務は財産管理と身上監護に大別されますが、「人が人らしく生きていくため」の身上監護の必要性が高まっています。

われわれはこのような現状を踏まえ、神奈川県在住の市民が加齢・疾病、あるいは障がい等により判断能力が不十分となつても、住み慣れた地域・居宅で安心、安全に地域住民とともに生活し続けることができる社会の実現のため、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の手続き・契約、入院・治療の手続きなどを行う「身上監護」に適した市民後見人の養成を行うとともに、成年後見制度の内容を市民の皆様によりわかりやすくお伝えする活動、成年後見を利用するための書類作成等の支援、さらには、後見人をまだ必要としない方々への「日常生活の見守り」の活動並びに地域住民が世代を超えて交流できる地域コミュニティづくりなどを、地域住民の方々並びに関係する団体・機関などと協力して行います。

## ●事例 2 NPO法人東京市民後見サポートセンター

### 特定非営利活動法人東京市民後見サポートセンター定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京市民後見サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区大崎1丁目14番3-2007号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く地域住民の生活活動を行うこと、また、自己決定権を尊重され、自己決定権を尊重され、誰もが安心して暮らすことができることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動(2)地域安全活動(3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動(4)消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 成年後見制度の普及・啓発、啓発、ミニマムの開催及び制度利用に関する相談、事務支援事業  
(2) 法定後見人、保佐人、監督人に関する事業  
(3) 高齢者及び障がい者等に対する支援事業  
(4) その他目的を達成するために必要な事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。  
(1) 正会員 この法人の目的に賛同し(入会)  
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し(入会)

書式第7号 事業計画書(法第10条関係)

#### 平成23年度の事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人 東京市民後見サポートセンター

1 事業実施の方針

本年度は、前事業年度に引き続き、広く市民一般に対する当会の認識を高めるとともに、会費や自治体からの助成金、民間企業からの寄付などをもとに更なる財政基盤の確立を図ることを主眼とする。加えて、地域住民に対して広く成年後見制度を周知させるための普及活動、認知症高齢者や障がい者等への日常生活自立支援事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

| 事業名                                        | 事業内容                                  | 実施予定                    | 実施予定   | 従事者の予定 | 受益対象者の範囲及び | 支出見込み額(千円) |
|--------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|--------|--------|------------|------------|
| 成年後見制度の普及・啓発、ミニマムの開催及び制度利用に関する相談、事務支援事業    | 成年後見制度の勉強会・セミナーの開催及び制度利用に関する相談、事務支援事業 | 平成23年4月～平成24年3月の1年間に10回 | 品川区民会館 | 130名   | 290名       | 620        |
| 法定後見人、保佐人、補佐人、任意後見人及び法定後見監督人、任意後見監督人に関する事業 | 準備中                                   |                         |        |        |            |            |
| 高齢者及び障がい者等に対する支援事業                         | 品川区社会福祉協議会より依頼先の各家生活自立支援事業の受託         | 平成23年4月～平成24年3月の1年間に10回 | 品川区民会館 | 480名   | 240名       | 1,040      |
|                                            |                                       |                         |        |        |            |            |

(2) その他の事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 支出見込み額(千円) |
|-----|------|--------|--------|----------|------------|
| 無し  |      |        |        |          |            |

# 修了生への活動支援例

## 助成事業受託団体への支援

独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成事業等の受託をした修了生団体の活動支援（委員会への出席、セミナー講師担当等）を実施

### 事例

団体名：NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネット（埼玉県さいたま市）

助成事業：法人後見システム構築事業

### ●NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネット 埼玉県全自治体への啓発活動

| コースNO | 実施日            | ブロック | 訪問先                                      | 担当者 |
|-------|----------------|------|------------------------------------------|-----|
| 1     | 平成22年 9月29日（水） | 東部   | 草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、越谷市                  |     |
| 2     | 9月30日（水）       | 東部   | 蓮田市、白岡町、久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、春日部市             |     |
| 3     | 10月 1日（金）      | 西部   | 川島町、川越市、ふじみ野市、富士見市、志木市、朝霞市、和光市、新座市       |     |
| 4     | 10月 5日（火）      | 西部   | 三芳町、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市         |     |
| 5     | 10月 6日（水）      | 西部   | 毛呂山町、越生町、ときがわ町、小川町、東秩父村、嵐山町、滑川町、東松山市、吉見町 |     |
| 6     | 10月 7日（木）      | 南部   | 鳩ヶ谷市、川口市、蕨市、戸田市、さいたま市（南区、桜区、中央区）         |     |
| 7     | 10月 8日（金）      | 南部   | さいたま市（浦和区、緑区、見沼区、岩槻区、大宮区、北区、西区）          |     |
| 8     | 10月13日（水）      | 南部   | 伊奈町、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市                      |     |
| 9     | 10月14日（水）      | 北部   | 寄居町、長瀬町、皆野町、秩父市、小鹿野町                     |     |
| 10    | 10月15日（水）      | 北部   | 加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、本庄市、上里町、神川町、美里町      |     |



# ●NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネット WAM事業計画書

別紙

## 事業計画書

| 事業名  | 法人後見システム構築事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要 | 法人後見による、身近で利用しやすく、実効性のある成年後見制度の普及とシステム確立を目的に、スムーズな後見活動を行う支部を県内各地域に設置し活動拠点とし、実際の後見活動を法人の手足となって行うスタッフ（後見スタッフ）の養成と確保を行いつつ、現実問題としての成年後見制度の必要性を啓発し、具体的な法人後見という支援に結び付けようとする事業であり、地域資源の掘り起こし・インフラ整備とともに、地域に住む知的障害者とその家族の潜在的なニーズ発掘・権利擁護に資する支援の効果が期待できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業内容 | <p>Ⅰ．法人後見拡大事業</p> <p>1．後見システム構築委員会</p> <p>（1）後見システム構築委員会の開催</p> <p>①設置目的</p> <p>法に則った後見実務を行うために専門家を交え、実例を基にした後見スタッフ用のマニュアル作成や成年後見制度利用の申立てや後見実務を推進し当事業全体に関する調整を図る。</p> <p>②委員構成（10名を予定）（うち謝金対象3人、旅費対象10人）</p> <p>委員長：専門家</p> <p>委員：専門家・当法人理事（うち自団体役職員7名）</p> <p>※現在東京大学にて、「市民後見人養成講座」を担当しておられる宮内先生、宮崎先生、谷先生のご支援、ご協力のもとにすすめる。</p> <p>③委員会開催時期等</p> <p>年間10回の開催を予定（毎回事務局2名出席、旅費対象）</p> <p>（2）後見制度マニュアル作成</p> <p>①500部作成</p> <p>②申立て準備会で後見スタッフ候補者に配布</p> <p>2．法人後見の推進</p> <p>（1）ニーズ掘り起こし行動</p> <p>①目的及び内容</p> <p>主観的・客観的に成年後見制度利用の必要性があるが、様々な</p> |

申立てに向けた準備活動

| 相談者        | 場所     | 対応者 |
|------------|--------|-----|
| 1: 5月19日   | 清成会    |     |
| 2: 6月21日   | 弁護士事務所 |     |
| 3: 6月22日   | 狭山     |     |
| 4: 7月20日   | 清成会    |     |
| 5: 7月21日   | 漢沼     |     |
| 6: 7月30日   | 蓮田     |     |
| 7: 8月3日    | 越谷家裁   |     |
| 8: 8月20日   | 狭山     |     |
| 9: 8月25日   | 東松山    |     |
| 10: 8月27日  | 清成会    |     |
| 11: 9月8日   | 狭山     |     |
| 12: 9月8日   | 狭山     |     |
| 13: 9月21日  | 浦川     |     |
| 14: 9月21日  | 浦川     |     |
| 15: 9月22日  | 鴻巣     |     |
| 16: 9月22日  | 弁護士事務所 |     |
| 17: 9月28日  | 狭山     |     |
| 18: 10月19日 | 狭山     |     |
| 19: 10月25日 | 三郷     |     |
| 20: 10月26日 | 清成会    |     |
| 21: 10月27日 | 清成会    |     |
| 22: 11月12日 | 朝霞     |     |
| 23: 11月29日 | 朝霞     |     |
| 24: 11月30日 | 狭山     |     |
| 25: 12月10日 | 朝霞     |     |
| 26: 12月10日 | 坂戸     |     |
| 27: 12月15日 | 川越家裁   |     |
| 28: 12月20日 | 清成会    |     |
| 29: 12月21日 | 狭山     |     |
| 30: 12月22日 | さいたま家裁 |     |
| 31: 1月21日  | 北本     |     |
| 32: 1月26日  | さいたま家裁 |     |
| 33: 2月9日   | さいたま家裁 |     |
| 34: 2月9日   | さいたま家裁 |     |
| 35: 2月16日  | 坂戸     |     |

要望活動（市町村キャラバン）

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 1: 9月29日  | 草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、越谷市                  |
| 2: 9月30日  | 蓮田市、白岡町、久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、春日部市             |
| 3: 10月1日  | 川島町、川越市、ふじみ野市、富士見市、志木市、新緑市、和光市、新座市       |
| 4: 10月5日  | 三芳町、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、鴻巣市     |
| 5: 10月6日  | 毛呂山町、越生町、ときがわ町、小川町、東秩父村、嵐山町、滑川町、東松山市、吉見町 |
| 6: 10月7日  | 鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市、伊奈町、戸田市、蕨市、川口市、鶴ヶ谷市      |
| 7: 10月8日  | 寄居町、長埴町、皆野町、小籠野町、秩父市、横瀬町                 |
| 8: 10月13日 | 加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、本庄市、上里町、神川町、栗里町      |
| 9: 11月1日  | さいたま市                                    |

# 修了生への活動支援例

## リーフレット作成・提供

### 市民後見プロジェクト

あなたのそばの市民後見 あなたらしさをまもりま

### ■ 東京大学市民後見プロジェクト

市民後見人養成講座を開催しています。



平成23年1月末現在  
修了生539名



修了生が全国で活動しています。

#### 主な 市民後見 活動

- ⇒ 後見に関する相談受付
- ⇒ 後見に関するセミナー
- ⇒ 成年後見制度の利用手続き支援
- ⇒ 後見人受任

修了生の活動を支援しています。

#### 活動支援 の一例

- ⇒ 医療、介護、金融、その他の助言、指導
- ⇒ 成年後見に関するセミナー支援
- ⇒ 地域における後見ニーズの発掘
- ⇒ 行政や企業に対する提案

### ■ 市民後見人の特長

住み慣れた地域のネットワークを活用できます。

本人に寄り添いながら地域生活を支えます。

ご本人の意思を尊重し、客観的な判断をします。

#### 1期生 星野さん

ご本人と一緒に本を読む星野さん(写真右)。現在は、2名の高齢者の後見人として活動しています。



#### 修了生の 後見活動

#### 2期生 大島さん

施設体験で高齢者と触れ合う大島さん(写真右)。現在は、障がい者の後見人として活動中です。



## 活動団体一覧

あなたのお住まいの地域にも成年後見制度を学んだ市民がいます。

※各団体により、事業内容が異なる場合がありますので、詳しくは、各団体にお問い合わせください。

|     |          |                                                    |      |           |                                                   |
|-----|----------|----------------------------------------------------|------|-----------|---------------------------------------------------|
| 東京都 | 北 区      | 市民後見☆北ネット<br>TEL.03-3968-0709                      | 神奈川県 | 川 崎 市     | NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター<br>TEL.080-1106-3548        |
|     | 新 宿 区    | 市民後見を考える会<br>TEL.090-4362-5223                     |      | 藤 沢 市 周 辺 | 湘南市民後見人ネットワーク<br>TEL.0466-34-7133                 |
|     | 品 川 区    | 東京市民後見サポートセンター(NPO法人申請中)<br>TEL.090-1996-4506      |      | 相模原市周 辺   | 成年後見さがみはら市民センター<br>TEL.080-5450-7881              |
|     | 東京都全域    | NPO法人トータルライフサポート<br>TEL.03-3453-6210               |      | 横 浜 市     | よこはま市民後見研究会<br>TEL.070-6660-5456                  |
|     | 町 田 市    | 町田市民後見を考える会<br>TEL.080-6584-7676                   |      | 横 浜 市     | よこはま地域福祉の会 まどか<br>TEL.090-6175-8918               |
|     | 立川市周 辺   | 三多摩市民後見を考える会<br>TEL.090-2658-5039                  |      | 神奈川全域     | 和の環(NPO法人申請中)<br>TEL.090-3403-7360                |
| 埼玉県 | 埼玉県全域    | NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネット<br>TEL.048-825-6200         | 北海道  | 富良野圏域     | 富良野デザイン会議くらしステーション(一般社団法人申請中)<br>TEL.0167-22-3216 |
|     | 所 沢 市    | 市民後見いきいきNet所沢<br>TEL.04-2928-2712                  | 宮城県  | 宮城県全域     | NPO法人経営体質改善サポート宮城<br>TEL.070-5622-6661            |
|     | 川 口 市    | 市民後見かわぐち<br>TEL.048-256-6287                       | 山形県  | 山形県全域     | NPO法人市民後見プロジェクトやまがた<br>TEL.0238-49-9268           |
|     | さいたま市周 辺 | 市民後見センターさいたま(NPO法人申請中)<br>TEL.048-789-6666         | 福島県  | 福島県全域     | NPO法人ふくしま成年後見センター<br>TEL.024-535-5451             |
|     | 熊谷市周 辺   | 市民とともに成年後見を学ぶ会(NPO法人市民後見センター)<br>TEL.090-4137-0365 | 静岡県  | 御 殿 場 市   | 一般社団法人障害者成年後見支援委員会<br>TEL.03-3391-4649            |
|     | 坂戸市周 辺   | 西入間あんしん市民後見人の会(NPO法人申請中)<br>TEL.049-279-3300       | 三重県  | 伊 勢 市     | NPO法人伊勢まごころ<br>TEL.0596-22-6681                   |
| 千葉県 | 船 橋 市    | NPO法人国際交流機構<br>TEL.047-493-0945                    | 福井県  | 福 井 市 周 辺 | 福井県市民後見研究会<br>TEL.0776-27-3101                    |
|     | 市川市周 辺   | 市民後見センターちば(NPO法人申請中)<br>TEL.047-358-2700           | 鹿児島県 | 鹿児島県全域    | 市民後見センターかごしま(NPO法人申請中)<br>TEL.099-286-0111        |
|     | 成 田 市    | 市民後見人センター成田<br>TEL.0476-24-5882                    |      |           |                                                   |
|     | 東 葛 区    | NPO法人東葛市民後見人の会<br>TEL.04-7188-4749                 |      |           |                                                   |
| 群馬県 | 前橋市周 辺   | NPO法人成年後見センター群馬<br>TEL.027-264-0468                |      |           |                                                   |
| 栃木県 | 栃木県全域    | 市民後見とちぎ<br>TEL.050-3736-0507                       |      |           |                                                   |
| 茨城県 | 茨城県全域    | 茨城成年後見相談センター<br>TEL.0120-121-894                   |      |           |                                                   |

※各都道府県の部分は、団体の活動範囲を示しています。 [DATA:平成23年1月末現在]



- ◀写真左  
修了生主催の啓発セミナー
- ◀写真右  
受講生主催の寸劇イベント

# 修了生への活動支援例

## ●修了生による啓発・後見ニーズの発掘活動（事例）

**寸劇で  
学ぼう！使おう！成年後見制度**  
～認知症を、個人から地域に根付いた成年後見制度へ～

平成23年1月22日(土)

入場無料・申込不要

18:00 開場  
18:30 寸劇：「劇団ばんり」 宮内康二氏  
19:00 講演：東京大学医学部研究科特任助教  
～「地域力」を活かす成年後見制度と市民後見人の役割～

19:30 休憩  
19:45 パネルディスカッション ～成年後見制度利用の展望について～  
パネリスト：澤田 滋氏（港区介護者支援グループ「支吾」代表）  
・松井秀樹氏（社）成年後見センター・リーガルサポート 副理事長）  
・宮内康二氏

コーディネーター 「成年後見制度を広める会 劇団ばんり」代表 野原節子  
高輪区民センター  
区民ホール（250席）  
港区高輪1-16-25  
20:30 閉場

**市民後見を考える会 1 月例会 “新春のつどい”**

主 催：市民後見を考える会 支援協力：新宿区成年後見センター

このところ新聞やメディアで、一人暮らしの老人の孤独死や認知症にかかった夫婦の老々介護の問題などの報道が相次いでいます。もちろん新宿区も例外ではありません。今、新宿区民の住まい方や暮らしはどうなっているのでしょうか？あなたの地域ではどのような対応がなされているのでしょうか？

そこで今回、新宿区都営戸山団地の調査をされた早稲田大学の成富正信教授をお招きし、新宿区の実態を伺うと同時に、長年地域活動に取り組みでこられた新宿区成年後見センターからお話し頂きます。

会の後半は、参加者を使った座談会を行う予定です。どうぞご参加下さい！

日 時：平成23年1月16日(日) 13:30～16:40(受付13:00～)  
会 場：新宿区戸山団地第2アパート10号棟集客室  
参加費：500 円(資料代含む)  
内 容：成富正信先生を囲んで  
～地域での見守りから市民後見に至るまでの安心の暮らし～

**☆成富正信教授のプロフィール**

早稲田大学社会科学総合学院教授 専門分野 社会学  
新宿区地域福祉計画等の策定や新宿区社会福祉協議会の経営計画、横浜市港北区社会福祉活動計画などに携わる。新宿区社会福祉協議会発行の「戸山団地・くらしとコミュニティについての調査」で調査を行う。新宿区社会福祉協議会の評議員も務める。

会場のご案内  
百人町4丁目第2アパート10号棟集客室  
住所 新宿区百人町4-7-10  
＜アクセス＞  
都営バス(都営有楽町線)中野駅行き  
(系統)丸山営業所行き  
車 → 新宿消防署下車  
徒歩15分程度) + 徒歩3分  
または、新宿消防署バス停付近に  
でお尋ねください。

加申込書にてお申し込み下さい ↓

**講談で語る  
成年後見制度**

助成 熊谷市民公益活動促進事業はじめの歩助成金  
講師 神田 織音さん

近年、悪質な訪問販売などが増え、高齢者や障がい者の権利が脅かされている事件も起っています。  
「成年後見制度を活用していれば…」  
と悩まされる事例もあります。  
私が話す二つのテーマから成年後見制度をもっと知っていただきます！

講演の内容  
第1話 認知症の老婦味い物に  
～ 遺制工事、三年間で数千万円～  
第2話 経済的虐待を防ぐために  
～ 家族が預貯金を使い込み～  
第3話 ナイトナドって一人の人間なんだよ  
～ 寝たきりを心配して～  
※古典落語も1話させていただきます。

10月11日(祝・月)  
開演14時 入場無料 開場13時半  
定員500名  
熊谷会館 (熊谷市栄広3-9-2)  
住所・氏名・電話番号を記入の上、  
FAX 020-4667-4875 迄、  
裏面の申込書をご利用下さい。  
※先着順・締め切り 10月8日必着  
主催：お母会  
1市町とともに成年後見  
代表



## 修了生の後見受任実績

|      |    | 親 族 | 第三者             |
|------|----|-----|-----------------|
| 法定後見 |    | 1 6 | 1 2 9 ( 1 0 1 ) |
| 任意後見 | 契約 | 1 2 | 3               |
|      | 発効 | 1   | 0               |

※( )は受講前からの受任件数



2期生 大島さん



1期生 星野さん

# パブリシティ実績（主な実績）

- 2011/02/20 WEDGE3月号 宮内康二PMの取材記事
- 2011/02/03 ぐんま経済新聞 群馬県玉村町と本プロジェクトの共同主催による講演会についての記事
- 2011/01/31 北國新聞 NPO法人世代間交流サロンオアシス主催の講演会での講演記事
- 2010/12/29 愛媛新聞「市民後見人」取材記事
- 2010/11/22 北海道新聞 富良野市の市民講座での講演記事
- 2010/11/11 朝日新聞「市民後見人」取材記事
- 2010/09/22 長崎新聞 長崎市の講演会での講演記事
- 2010/09/21 読売新聞「市民後見人」取材記事
- 2010/09/12 朝日新聞 成年後見制度「高齢者の財産を守る②」取材記事
- 2010/09/11 朝日新聞 成年後見制度「高齢者の財産を守る①」取材記事
- 2010/08/01 月刊 地域保健「第1期生修了式」取材記事
- 2010/07/25 高齢者住宅新聞「市民後見人養成プロジェクト」取材記事
- 2010/04/15 月刊 地域保健「第1期生体験活動座談会」取材記事
- 2010/02/16 保険毎日新聞「金融研究会」紹介記事
- 2009/12/15 月刊 地域保健「保険師と成年後見・市民後見の5つの関係」執筆記事
- 2009/10/29 毎日新聞「市民後見人の養成」取材記事
- 2009/10/25 福井新聞「福井県・東京大学 市民後見養成講座」紹介記事
- 2009/10/14 保険毎日新聞「プロジェクト内金融研究会発足」紹介記事
- 2009/10/09 シルバー新報「増やそう市民後見人」コラム4執筆
- 2009/10/02 シルバー新報「増やそう市民後見人」コラム3執筆



日本経済新聞 2009/6/15



毎日新聞 2009/10/29

- 2009/09/18 シルバー新報「増やそう市民後見人」コラム2執筆
- 2009/09/15 月刊 地域保健「第1期生実務講座」「第2期生基礎講座」取材
- 2009/09/11 シルバー新報「増やそう市民後見人」コラム1執筆
- 2009/07/03 朝日新聞「第2期生基礎講座」開催案内記事
- 2009/06/30 月刊 ケアマネジメント「第2期生基礎講座」開催案内記事
- 2009/06/14 日本経済新聞 市民後見人に関する取材記事
- 2009/06/02 保険毎日新聞 市民後見事業紹介記事
- 2009/05/15 月刊 地域保健「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/05/01 介護保険情報「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/04/16 保険毎日新聞「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/04/15 月刊 地域保健「第2期生基礎講座」開催案内記事
- 2009/04/09 京都新聞「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/04/09 四国新聞「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/04/09 北日本新聞「第1期生基礎講座」取材記事
- 2009/04/01 月刊 シニアビジネスマーケット「市民後見人養成講座」紹介
- 2009/03/19 NHKニュース「市民後見人養成講座」紹介

5 2011年(平成23年)2月17日(木曜日)

## 話題

私の目指す  
市民後見

「生きると、死ぬと」。「私は老  
子育てで一段落した頃から生命  
保険会社で働き、現在は代理店  
を営んでいます。28年間生命保険  
と向き合い、一般の人たちより  
も、若いと病、人の生死をめぐる  
矛盾に関わる事が多くありま  
した。人生の縮図の見える仕  
事です。」

あつげなく生を終える人もあれば、延命治療で何年も生かされている人もいます。人は死ぬば必ず財産相続が発生します。相続税を支払う人は全体の5%といえます。しかし、相続ではなく目を背けたくなるような「争続」にも遭遇しました。ほと



グループホームで行った現場実習で入所者の女性と食事する岩城衣子さん(左)=愛知県豊橋市

老いや死で直面する矛盾

高齡化に伴い介護が社会問題になり、老老介護で事件が発生したり、家庭崩壊を招いたり、働き盛りの人が親の介護で職を失うなど、欲得ずくの権利の主張から発生します。

失ったりと問題が山積みです。そこで、お客様との関わりで多少なりとも人間のさまざまな生きざまを見聞きした私の仕事の総仕上げとして、市民後見人にチャレンジしてみたくなりまし

面する矛盾

きつかけは、外務員が専門知識をより高めるために受講する研修会で、東大市民後見人養成プロジェクトを主宰する宮内康二先生の講義を受けたことでした。

今の時代、長く生きればそれだけで幸せなわけではなくになりました。心身にハンディを負って生きる人もいます。医学の日進月歩で難病の克服もできましたが、治療の格差、経済力の格差で寿命が変えられる時代でも

ありませう。

家族の介護・悩みの関係が、その後見員は、ばらばらになってしまつておられる前に、誰かがなめても手さばりしてあげられないのだらうか。ヒシヒシとネススペースの閉門後見員が、この採算が合わないこともあやうきであらう。

高齢化が進む一方で、成年後見制度はまだ十分に機能していないのではないかと懸念します。そして、おなじような地域で活動しておられるNPO法人でも、地域生活者にお金を寄りが相談しやすい窓口の機能を果たせられず、制度の理解が進み、利用も増えるのではないかと思います。

(東大市民民衆人養成講座二期生・岩城宏子)

いなき きんこ 1994年10月16日生まれ。愛知県豊橋市在住。37歳から生命保険外務員を勤め、現在生損保代理店経営。

5 2011年(平成23年)2月22日(火曜日)

題語

市民後見

東大の養成講座では実際に施設で学ぶ現場実習が義務付けられています。それは多くの人の生き死にに関わってきた私にとっても驚きや切なさを痛感するものでした。

私が実習した施設は、9人の入所者に対して1人がサポートをする恵まれたグループホームでした。入所されている9人のうち1人に後見が付いていました。最高齢は99歳、一番若い方は76歳で、男性2人、女性7人という構成でした。

99歳の女性には加齢による物忘れ程度で、わざわざ一番お元気でした。長生きされたのです。が一人息子が先立ち、グループ



現場実習先のグループホームで入所者と花見を楽しむ岩城衣子さん(後列左端)=愛知県豊橋市

修了後、地元NPOに登録

ホームに入られたということでした。俳句を作って投稿するのを楽しんでおられました。

たりと、プロでなければ介護は難しい人ばかりでした。家族の面会の頻度もさまざまで、毎週1回来られる人もいれば、ホームから衣替えの連絡をしたときにしか来ないケースもありまし

POに登録

ある日、体調が悪くなった入

所書の家族に連絡をとった際、うまく連絡が取れなかったためにも、もう一方所連祖先の登録をしてほしいと話したところ、亡くなった時に葬儀社に連絡してくれただけではないと答えた人もいました。私は言葉もありませんでした。

このホームの職員の誠実な働きがりに頭が下がる思いで、私にできることは何かを考えることに成功した。

私は詩人・書家の相田みつを先生の「あなになめりあててほんとこよかったで、始めよう詩人が大好きです。私も君の後の人として生きて、私も君の後のお年寄りだったら何もかわらなくなってもいいかな。でも何かなんてなくても、本人や家族に「瞬でも」「出会えよかった」と思っていたら、活動を活かしてきてたい」と思っていた。

（東大市長員会養成講座第7期 生・岩城衣子）

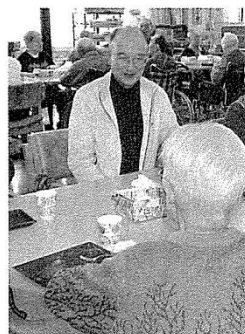
5 2011年(平成23年)2月24日(木曜日)

## 話題

市民後見

私は2003年、会社を退職、その時、ずっと温めていた「生涯現役」の夢を実現するため、有償ボランティアとして地域の中小企業の経営相談に乗るNPO法人「経営体質改善サポ

活動は現代役代・専門知識を生かして、シニア層の実務経験を活かして、地域社会に還元することが目的です。キャッシュフローや生産管理の見直し、的確に地場企業業の業績・体質改善を実現し、地元自動車産業から次の受注にもさらやかな水路を開きました。



現場実習先のデйка施設で入所者と話す佐藤洋一さん＝仙台市

義母の介護経験を機に思い立つ

られました。その頃、東大市民後見人養成プロジェクトを新聞記事で知り、関心を持ちました。

と、ところが、ちょうど時を前後して義母が倒れました。慌たたくしなかかりつて医や行政との交渉、介護認定の手続きなどを進めるうちに、年金や相続など家族のお金の問題は中小企業の経営状態のよりに見直すことで、長期的な対策を立てることができるとではないかと思うようになった。

を機に思い立つ

養成講座で

現場実習先のデイクア施設で入  
と話す佐藤洋一さん＝仙台市

きた家族がやがていなくなるといふ推察を知りました。メンバールと議決を重ね、NPOの定款変更をくり、成年後見制度の発覚を第1回の柱として、分野に視野を広げることになりました。

市民後見活動は、「人生緑葉会」で電ナシアサヒこそが、他に増して「市民としての専門性」を総覧自在に駆使できることを直観したからでもあります。

養成講座の修了後、仙台市甲斐に開心を持ってもらって地域で成年後見制度の講座を計画的に実施する活動を始めた。生・佐藤洋一さん、う・よしちさん1943年4月生まれ。仙台市出身。地方銀行退職後、NPO法人を設立、代表理事に就任。



# ホームページ アクセス数推移

www.shimin-kouken.jp

